

(資料) 改正 EU 視聴覚メディア・サービス指令の翻訳

井上 淳[#]

本資料は、「視聴覚メディアの提供に関する加盟国の法、規制又は行政行為により実現される特定の条文の調和に関する欧州議会及理事会の 2010 年 3 月 10 日の指令 2010/13/EU を、変化する市場の状況の観点から改正する指令 2018/1808」(OJ L 303, 28.11.2018, p. 69-92) (翻訳者注: 以下「2018/1808/EU 指令」という。)を翻訳したものである。

2018/1808/EU 指令は、前文及び 4 条により構成されるものであり、そのうち第 1 条は、既定の視聴覚メディア・サービス指令 (2010/13/EU 指令) を改正するものである。以下の翻訳に当たって、第 1 条に関しては、2010/13/EU 指令の改正を溶け込ませたものを翻訳し、前文及び第 2 条から第 4 条までに関しては、2018/1808/EU 指令の規定をそのまま翻訳している。2010/13/EU 指令をに改正部分を溶け込ませた前者については、追加された箇所を下線を引いているが、一方で、削除された箇所は表示していない。削除された箇所を含む新旧を比較する場合には、2018/1808/EU 指令や参考文献に掲げた Institute of European Media Law の資料を参照されたい (なお、破線下線は、拙訳 (慶応義塾大学メディア・コミュニケーション研究所紀要第 68 号 85 頁以下) に対する表現の適正化等のための修正であり、2018/1808/EU 指令による改正ではない。)

翻訳については、今後とも、各位の批判を仰ぎながら精査を重ねたいと考えているが、早速に公開することによって、EU のメディア政策について多少なりとも関心が高まれば幸甚である。

[#]本資料は、筆者が属している、又は属していたことがある組織の解釈等を示すものではなく、すべて筆者の個人的な解釈等である。

=====

視聴覚メディアの提供に関する加盟国の法、規制又は行政行為により実現される特定の条文の調和に関する欧州議会及理事会の 2010 年 3 月 10 日の指令 2010/13/EU を、変化する市場の状況の観点から改正する指令 2018/1808

欧州議会と欧州理事会は、
欧州連合の運営に関する条約、特に第 53 条第 1 項及び第 62 条にかんがみ、
欧州委員会からの提案にかんがみ、
法案を加盟国議会に転送した後、
欧州経済社会評議会の意見¹にかんがみ、
地域委員会の意見²にかんがみ、
通常の法制手続に沿って³、
以下の諸点を考慮し、

- (1) 理事会 89/552/EEC 指令⁴に関する最近の実質的な改正は、欧州議会及び理事会 2007/65/EC 指令⁵の採択によって 2007 年に行われた（後に欧州議会及び理事会 2010/13/EC 指令⁶によって統合）。それ以来、視聴覚メディア・サービス市場は、テレビジョンとインターネット・サービスの進行中の融合の結果、著しくかつ急速に進化してきた。技術的な発展によって、新たなサービスの形態や利用者の経験が可能となっている。視聴習慣は、特に若年層において著しく変化してきた。テレビのスクリーンが引き続き視聴覚経験を共有する重要な機器となっている一方で、多くの視聴者

¹ OJ C 34, 2.2.2017, p.157.

² OJ C 185, 9.6.2017, p.41.

³ Position of the European Parliament of 2 October 2018(官報未掲載) and decision of the Council of 6 November 2018.

⁴ Council Directive 89/552/EEC of 3 October 1989 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities (OJ L 298, 17.10.1989, p23).

⁵ Directive 2007/65/EC of the European Parliament and of the Council of 11 December 2007 amending Council Directive 89/552/EEC on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the pursuit of television broadcasting activities (OJ L 332, 18.12.2007, p.27).

⁶ Directive 2010/13/EU of the European Parliament and of the Council of 10 March 2010 on the coordination of certain provisions laid down by law, regulation or administrative action in Member States concerning the provision of audiovisual media services (Audiovisual Media Services Directive) (OJ L 95, 15.4.2010, p.1).

は、他の機器、持ち運び可能な機器により、視聴覚コンテンツを見ている。伝統的なテレビのコンテンツは、引き続き、1日の平均視聴時間の大部分を占めている。

しかしながら、コンテンツの新しい形態、例えば、短時間のビデオや利用者生成コンテンツは、その重要性を増し、また、いまやビデオ・オンデマンド・サービスやビデオ共有プラットフォームの提供者等の新たなプレイヤーが生まれている。

- (2) 2015年5月6日、欧州委員会は、「欧州のためのデジタル単一市場戦略」を採択し、2010/13/EU 指令を見直すとした。
- (3) 2010/13/EU 指令は、主たる目的が知らせ、楽しませ、教育するための番組の提供に関するサービスのみ適用されるべきである。また、主たる目的の条件については、当該サービスが、その提供者の主たる活動から分離できる視聴覚コンテンツ及び形式かどうかで検討されるべきである（例えば、電子新聞の中でも、主たる活動から分離できると考えられる視聴覚番組や利用者生成ビデオのスタンド・アローンの部分は指令の対象となる。）。文字で書かれたニュースの提供等の主たる活動と視聴覚での提供との間の結びつきがあれば、主たる活動から分離できないと考えるべきである。このように、提供者の編集責任の下にあるチャンネルや他の視聴覚サービスは、編集責任がないことを特徴とするビデオ共有プラットフォームの枠組で提供されたとしても、視聴覚メディア・サービスとなり得る。この場合、そのサービスの 2010/13/EU 指令の遵守は、編集責任を有する提供者が担う。
- (4) ビデオ共有プラットフォーム・サービスは、公衆、特に若年層のアクセスが増加している視聴覚コンテンツを提供している。また、ソーシャル・メディア・サービスも、番組や利用者生成ビデオへのアクセスの提供等により、情報を共有するとともに、楽しませ、教育するための重要なメディアとなったことも事実である。これらのソーシャル・メディア・サービスについても、2010/13/EU 指令の範囲に含める必要がある。なぜならば、

これらのサービスは、視聴覚メディア・サービスと同じ視聴者や収入について競争しているからである。さらに、これらのサービスは、利用者が他者の意見を形成し、影響を与える可能性を促進する点に関して重要な影響力を有している。このため、未成年者を有害なコンテンツから保護し、憎悪、暴力又はテロリズムの扇動からすべての市民を保護するために、これらのサービスは、ビデオ共有プラットフォーム・サービスの定義に該当する限り、2010/13/EU 指令の適用範囲に含まれるべきである。

- (5) 2010/13/EU 指令の目的は、ソーシャル・メディア・サービスを規制することではないが、ソーシャル・メディア・サービスも、番組及び利用者生成ビデオの提供が当該サービスの不可欠な機能を構成するならば、指令の対象に含まれるべきである。視聴覚コンテンツがソーシャル・メディア・サービスの活動の単なる補完であったり、従たる部分を構成するものでないならば、番組及び利用者生成ビデオの提供は、ソーシャル・メディア・サービスの不可欠な機能を構成すると考えられる。施行の透明性、効果性、一貫性を確保するため、欧州委員会は、要すれば、連絡委員会と協議した後、「ビデオ共有プラットフォーム・サービス」の定義に係る不可欠な機能の基準に関する実用的なガイドラインを示すべきである。そのガイドラインは、ビデオ共有プラットフォーム提供者が講ずる措置により達成される一般的な公共の利益の目的及び表現の自由の権利に十分配慮して作成されるべきである。
- (6) サービスの中の分離可能な部分が 2010/13/EU 指令の目的においてビデオ共有プラットフォーム・サービスを構成する場合、当該部分のみ、また、番組及び利用者生成ビデオに関する部分のみ当該指令の対象とすべきである。新聞や雑誌の電子版の社説に組み込まれたビデオ・クリップや、GIF 等の動く画像は、2010/13/EU 指令の対象とすべきではない。ビデオ共有プラットフォーム・サービスの定義には、私的なウェブサイトや非営利目的のコミュニティの視聴覚コンテンツの提供等の非経済的活動が含まれないようにすべきである。
- (7) この指令の効果的な施行を確保するため、加盟国は、管轄下にある視聴覚

メディア・サービス提供者及びビデオ共有プラットフォーム提供者の記録を更新し、その記録を権限のある独立規制当局又は団体及び欧州委員会と定期的に共有することが重要である。記録には、権限の根拠となる基準に関する情報が含まれるべきである。

(8) 管轄する国を明らかにするためには、2010/13/EU 指令に規定する基準に係る事実関係の評価が必要である。この事実関係の評価によって、対立する結果が生まれるかもしれない。当該指令に規定する協力の手続の適用に当たっては、欧州委員会は、信頼できる事実に基づく発見に立脚することが重要である。このため、欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ (ERGA) には、欧州委員会の求めに応じて、権限に関して意見を述べる権能が与えられるべきである。欧州委員会は、その協力の手続の適用に当たって、ERGA に協議することを決する場合、連絡委員会に対しては、協力の手続の下で加盟国から受領した通知及び ERGA の意見を通知するべきである。

(9) 視聴覚メディア・サービスの提供及び受信の自由を制限する手続及び条件は、リニア及びノンリニアのサービスで同一にすべきである。

(10) 欧州司法裁判所 (以下「裁判所」という。) の判例に従い、一般的な公共の利益 (消費者保護の高度な水準の確保等) を無視したことを理由として、条約で保障するサービス提供の自由を制限することは、その制限が正当化され、比例的であり、必要である場合、可能である。加盟国は、2010/13/EU 指令によって調和された分野以外での消費者保護のルールの実施のための措置が講じられるようにすべきである。消費者保護の取組を実施するために加盟国が講ずる措置は、ギャンブル広告に関連するものも含め、正当化され、追及する目的に対して比例的であり、裁判所の判例において必要とされた範囲とすべきである。いかなる場合であっても、加盟国は、自国内において、他の加盟国から発信されたテレビジョン放送の再送信を停止するような措置を講じてはならない。

(11) 加盟国は、欧州委員会に対して、メディア・サービス提供者が、2010/13/EU

指令によって調和された分野における一層厳しいルールの適用を回避するために他の加盟国に開業したと通知する場合、信頼でき、かつ、趣旨に関して十分に具体的なものを提示するべきである（一層厳しいルールとは、仮に通知する加盟国において開業したならば適用されるもの）。そのような証拠は、回避行動が行われたと合理的に認められる補強的な事実を詳述するものとすべきである。

- (12) より良い結果のためのより良い規制に関する欧州議会及び理事会へのコミュニケーション—EU アジェンダにおいて欧州委員会が強調したことは、政策による解決策を考える場合、規制による方法及び十分に設計された非規制の方法の両方を、より良い自主規制及び共同規制のための共同体の実践及び原則を踏まえ、検討するということである。指令によって調和された分野における行動規範のいくつかは、より良い自主規制及び共同規制の原則に沿えば、十分に設計できる。法的な支えが存在することは、自主規制及び共同規制の行動規範の遵守のための重要な成功要因である。行動規範が特別な目標や目的を示し、その目的に関して、定期的に、透明に、独立して監視や評価を行うようにすることも重要である。行動規範には、効果的な執行も規定するべきである。2010/13/EU 指令によって調和された分野で採択される自主規制及び共同規制の行動規範は、この原則に従うべきである。
- (13) これまでの実績によれば、自主規制及び共同規制の手法はともに、加盟国におけるそれぞれの法の伝統に従って実施すれば、消費者保護の高度な水準を確保するための重要な役割を果たし得る。成長する視聴覚メディア・サービス分野における一般的な公共の利益の達成のための措置は、サービス提供者の積極的な支援とともに行われるならば、より効果的になる。
- (14) 自主規制は、経済的事業者や社会的パートナー、非政府組織・団体が当事者間及び当事者内の共通的なガイドラインの採択を可能とする自発的な取組である。これらの者は、ガイドラインの改善、監視、執行の責任を有する。加盟国は、効果的な自主規制について、それぞれの法の伝統に従っ

て、法的、司法的、行政的メカニズムの補完及び 2010/13/EU 指令の目的の達成のための有効な貢献策として、その役割を認識する。しかしながら、自主規制は、2010/13/EU 指令の特定の条文を執行するための補完的な方法となるものであり、各加盟国の立法者の義務の代替とするべきではない。共同規制は、加盟国の法の伝統に従って、その最小限の形態として、自主規制と各国の立法者の間の法的な関係性を与える。共同規制においては、規制の役割は、利害関係者と、政府又は規制当局若しくは団体との間で分配される。規制当局の適当な役割としては、共同規制の仕組の理解、その過程の監査、仕組に対する資金提供が含まれる。共同規制は、その目的に沿わないような事態が生じた場合、国の関与の可能性を認めるべきである。国内法制化に関する加盟国の正式な義務を妨げることなく、2010/13/EU 指令は、自主規制及び共同規制の利用を奨励する。これは、加盟国に対して、自主規制又は／及び共同規制の仕組の構築を義務化するものでもなく、加盟国において既に実施中であり、効果的に機能している既存の共同規制の取組を妨げたり、否定するものでもない。

- (15) メディア所有の透明性は、表現の自由に直接関係するものであって、民主主義システムの基礎である。メディア・サービス提供者の所有構造に関する情報は、その所有によって、提供されるサービスのコンテンツを管理し、重大な影響力を行使しているならば、利用者がそのコンテンツに関してしかるべき情報に基づいて判断を下せるようになる。加盟国は、メディア・サービス提供者の所有構造に関する情報に関して、関連する基本的な権利及び自由の意義が尊重され、当該措置が必要で比例的であるならば、利用者によるアクセスの可能性及び程度を決定できるようにすべきである。
- (16) 視聴覚メディア・サービスの特殊な性質、特に人々の意見形成に対する影響力があるため、利用者は、サービス内のコンテンツの責任者を知る正当な利益を有する。表現の自由の強化及びその拡張としてのメディアの多様性の促進並びに利益相反の回避のため、加盟国は、利用者がいつでも視聴覚メディア・サービス提供者に関する情報に簡易かつ直接アクセス可能とすることが重要である。所有構造及び株主に関する情報について、ど

こまで利用可能とするかは各加盟国が決めることである。

- (17) 企業及び加盟国の当局に対して一貫性と確実性を付与するため、「暴力又は憎悪への扇動」の意義は、2008/918/JHA 理事会枠組決定⁷における定義と一定程度一致するとすべきである。
- (18) 電子通信ネットワークを介したコンテンツの伝播方法の進化を考慮すると、テロリズムの扇動から公衆を保護することは重要である。このため、2010/13/EU 指令は、視聴覚メディア・サービスがテロリストの攻撃の挑発を公開することがないように措置すべきである。企業及び加盟国の当局に一貫性と確実性を付与するため、「テロリストの攻撃の挑発の公開」の意義は、欧州議会及び理事会 2017/541/EU 指令⁸における定義と一定程度一致すべきである。
- (19) 親及び未成年者を含む視聴者が十分な情報に基づき視聴するコンテンツを決定できるようにするため、視聴覚メディア・サービス提供者は、未成年者の肉体的、精神的、道徳的な発展を阻害するおそれのあるコンテンツに関する情報を十分に提供することが必要である。このため、例えば、コンテンツの性格を示すコンテンツ記述システム、音響による警告、視覚的なシンボル等により、コンテンツの性質を描写することが考えられる。
- (20) テレビジョン放送サービスに適用される未成年者の保護のための適切な措置は、オンデマンド視聴覚メディア・サービスにも適用されるべきである。これにより、保護の水準を引き上げるべきである。指令による調和は最小限であるため、加盟国は、未成年者の肉体的、精神的、道徳的な発展を阻害するおそれのあるコンテンツに対する、より高い保護水準を確保することが可能である。最も有害なコンテンツは、未成年者の肉体的、精神的、道徳的な発展を阻害するおそれがある一方、必ずしも犯罪行為とは

⁷ Council Framework Decision 2008/913/JHA of 28 November 2008 on combating certain forms and expressions of racism and xenophobia by means of criminal law (OJ L 328, 6.12.2008, p.55).

⁸ Directive (EU) 2017/541 of the European Parliament and of the Council of 15 March 2017 on combatting terrorism and replacing Council Framework Decision 2002/475/JHA and amending Council Decision 2005/671/JHA (OJ L 88, 31.3.2017, p.6).

ならないが、暗号化や効果的なペアレンタル・コントロール等の最も厳しい措置に服すべきである。この場合でも、加盟国がより厳しい措置を採択することを妨げない。

(21) 欧州議会及び理事会 2016/679/EU 規則⁹は、子供がその個人データの処理に関して特別の保護を享受することとしている。メディア・サービス提供者による児童保護の仕組の設置は、必ず未成年者の個人データの処理を行うこととなる。その仕組が児童保護を目的とすることを踏まえると、児童保護の仕組の枠組において処理される未成年者の個人データは、商業目的として利用すべきではない。

(22) 視聴覚メディア・サービスへのアクセシビリティを確保することは、国連障害者権利条約に基づき講じられるコミットメントの文脈において不可欠な条件である。2010/13/EU 指令の文脈において、「障害者」の語辞は、当該指令が対象とするサービス、すなわち視聴覚メディア・サービスの性質に照らして解釈されるべきである。障害を有する者及び高齢者が欧州連合の社会及び文化生活に参加し、差別されない権利は、アクセス可能な視聴覚メディア・サービスの提供と関係性がある。このため、加盟国は、遅滞なく、管轄下にあるメディア・サービス提供者が積極的にコンテンツを障害者、特に視覚又は聴覚の障害を有する者からのアクセスを可能とする措置を講ずるよう確保すべきである。アクセシビリティの条件は、完全なアクセシビリティを拒む実際的で回避不可能な制約条件（リアルタイムで放送される番組又はイベント等）を考慮しつつ、発展的かつ継続的な過程を通じて達成するようにすべきである。メディア・サービス提供者が視覚又は聴覚の障害を有する者へのアクセシビリティの進展の程度を計測するため、加盟国は、領域内に開業したメディア・サービス提供者に対して、定期的に報告するよう求めるべきである。

(23) 2010/13/EU 指令の下で視聴覚メディア・サービスのアクセシビリティを

⁹ Regulation (EU) 2016/679 of the European Parliament and of the Council of 27 April 2016 on the protection of natural persons with regard to the processing of personal data and on the free movement of such data, and repealing Directive 95/46/EC (General Protection Regulation) (OJ L 119, 4.5.2016, p.1).

実現する方法として、手話、聴覚障害者又は難聴者に対する字幕、口頭による字幕、解説放送が含まれるべきである（ただし、これだけに限定されるわけではない。）。ただし、この指令は、視聴覚メディア・サービスへのアクセスを提供する取組やサービスを対象としておらず、また、電子番組ガイド（EPG）のアクセシビリティも対象としていない。このため、この指令は、視聴覚メディア・サービスへのアクセスを提供するサービス（ウェブサイト、オンラインのアプリケーション、EPG）のアクセシビリティや、アクセス可能なフォーマットによるアクセシビリティに関する情報の提供を調和する目的の欧州連合の法を妨げない。

- (24) 緊急情報の提供に当たって、障害者がアクセス可能な方法により提供することが不可能な場合もある。そのような例外的な事例によって、視聴覚メディア・サービスを通じた緊急情報の公開が阻害されてはならない。
- (25) 2010/13/EU 指令は、加盟国が、定義された一般的利益の目的（メディアの多元性、言論の自由及び文化の多様性）の下で、一般的利益を有するコンテンツを適切に目立たせるようにする義務を課すことを妨げない。当該義務は、加盟国が欧州連合の法に従って明確に定義した一般的利益の目的の達成のために必要な場合のみに課されるべきである。加盟国は、適切に目立たせるルールを課すことを決した場合、正統な公共政策の観点から比例的な義務のみを事業者に課すべきである。
- (26) メディア・サービス提供者の編集責任及び視聴覚ヴァリュー・チェーンを保護するため、メディア・サービス提供者によって供給される番組及び視聴覚メディア・サービスの完全性を保障することが不可欠である。番組及び視聴覚メディア・サービスは、メディア・サービス提供者の明示の同意がない限り、短縮、改変、中断して伝送し、又は、商業目的のために重畳してはならない。加盟国は、サービスの受信者が私的目的のために取り掛かり、又は正当と認められた重畳（個別の通信の結果としての重畳等）については、メディア・サービス提供者の同意を要しないことを措置すべきである。機器又は番組のナビゲーションの運用のために必要なユーザー・インターフェイスの管理的要素（音量バー、検索機能、ナビゲーション・

メニュー又はチャンネルのリスト等)の重畳も同意の対象とすべきではない。正統な重畳(警告情報、一般的な公共の利益に係る情報、メディア・サービス提供者が行う字幕又は商業通信の重畳等)も同意の対象とすべきではない。欧州議会及び理事会 2015/2120/EU 規則第3条第3項を妨げることなく、データ・ファイルの容量を削減するデータ圧縮技術及び配信に係るサービスに適用される技術(分解及びコーディング等)も、コンテンツの改変がない限り、同意の対象とすべきではない。

番組及び視聴覚メディア・サービスの完全性を保護するための措置は、欧州連合の法に従って、加盟国が明確に定義した一般的公共の目的に合致するために必要な場合に課されるべきである。当該措置は、正統な公共政策の観点から比例的な義務のみを事業者に課すべきである。

- (27) オンデマンド視聴覚メディア・サービスにおけるアルコール飲料の視聴覚商業通信は、スポンサーシップ及びプロダクト・プレイスメントの例外とともに、2010/13/EU 指令に規定するアルコール飲料のテレビジョン広告及びテレショッピングに適用される基準に従うべきである。アルコール飲料のテレビジョン広告及びテレショッピングに適用される基準のより詳細なものについては、その性質上番組と分離しているスポット広告に限定される。このため、そのより詳細な基準については、番組に関係し、番組の完全性の一部である、スポンサーシップ及びプロダクト・プレイスメント等の他の商業通信には適用されない。したがって、より詳細な基準は、オンデマンド視聴覚メディア・サービスのスポンサーシップ及びプロダクト・プレイスメントにも適用すべきではない。
- (28) 栄養に関する公知のガイドラインが、国内及び国際レベルに規定されており(WHO 欧州地域事務所の栄養プロファイル・モデル等)、食事の子供向けテレビ広告の文脈では、栄養構成の観点から活用できる。加盟国は、塩、砂糖、脂肪を多く含み、又は国内及び国際の栄養に関するガイドラインに適合しない食事及び飲料の視聴覚商業通信について、自主規制及び共同規制の効果的な利用によって(行動規範等を通じて)、子供のそれらの視聴覚商業通信に触れる機会を減らすよう奨励すべきである。

- (29) 同様に、加盟国は、自主規制及び共同規制の行動規範によって、子供及び未成年者がアルコール飲料の視聴覚商業通信に触れる機会を制限するよう奨励すべきである。アルコール飲料の販売に責任を持たせるため、共同規制及び自主規制のシステムが欧州連合及び加盟国レベルで存在している。これらのシステムにおいて、アルコール飲料の視聴覚商業通信には、特に責任あるメッセージが含まれるよう一層奨励されるべきである。
- (30) ギャンブルに関する視聴覚商業通信に触れる機会から未成年者を効果的に保護することが重要である。このことに関しては、複数の自主規制及び共同規制のシステム（視聴覚商業通信を含む。）が欧州連合及び加盟国レベルで存在している。
- (31) 欧州連合内での越境サービスの自由な展開に係る障壁を取り除くため、自主規制及び共同規制の取組の有効性（特に消費者保護及び公衆衛生に関するもの）を確保することが必要である。
- (32) テレビジョン放送の市場は進化しており、視聴覚商業通信に関して、一層柔軟な対応が必要となっている（特にリニア視聴覚メディア・サービスに関する定量的ルールやプロダクト・リプレースメント）。新しいサービスの出現は、広告のないものを含め、視聴者に多くの選択肢を提供し、その結果、視聴者は、代替的な選択肢への乗換が容易に可能となる。
- (33) プロダクト・プレースメントの規制緩和は、期待したような結果を視聴覚商業通信にもたらさなかった。特に、プロダクト・プレースメントについては、原則禁止、一部例外としたが、これは、視聴覚メディア・サービス提供者に対して法的な確実性を与えなかった。このため、プロダクト・プレースメントは、一定の例外を除き、全ての視聴覚メディア・サービス及びビデオ共有プラットフォーム・サービスにおいて認められるべきである。
- (34) プロダクト・プレースメントは、ニュース及び時事番組、消費者関連番組、宗教番組及び子供番組では認められるべきではない。特に、実証研究

によれば、プロダクト・プレイスメント及び組み込まれた広告は、子供がその商業的内容を認識できず、子供の行動に影響を与えるとされている。このため、子供番組におけるプロダクト・プレイスメントは、引き続き禁止とすることが必要である。消費者関連番組とは、視聴者に対して助言を与えるもの、又は製品及びサービスの購入に関する評価を含むものである。そのような番組にプロダクト・プレイスメントを認めてしまうと、番組を見て製品又はサービスの純粋かつ正直な評価を知ろうとしている視聴者に対して、広告と、編集された番組との区別を失わせてしまう。

- (35) オンデマンド視聴覚メディア・サービス提供者は、カタログに欧州作品の一定割合以上含めるとともに、十分に目立たせることによって、欧州作品の制作及び配信を促進するべきである。欧州作品とされる視聴覚コンテンツに付与するメタデータのラベル付けを奨励し、そのメタデータをメディア・サービス提供者が利用できるようにすべきである。目立たせることは、様々な方法により措置される。例えば、欧州作品の専用のセクションを設けてサービスのホームページからアクセスできるようにすること、サービスとして利用可能な検索ツールにおいて欧州作品を検索できるようにすること、サービスのキャンペーンにおいて欧州作品を利用すること、サービスのカタログから宣伝される欧州作品の最低限の割合を設けること（バナーや類似の方法による）等である。
- (36) 欧州作品に対する投資の適切なレベルを確保するため、加盟国が財政的義務を領域内に開業されたオンデマンド・サービス提供者に課せるようにすべきである。その義務は、欧州作品の制作及び権利獲得に直接貢献するような方法とすることができる。また、加盟国は、領域内で提供し、かつ、領域内に向けられているオンデマンド・サービスの売上を基礎として、基金への課徴金を課すことも考えられる。この指令は、財政的義務と加盟国の多様な文化政策の間の直接的な関係性がある場合、他の加盟国で開業されているが、自国に向けて配信しているオンデマンド・サービス供給者にも、財政的義務を課せることを明確にする。この場合、財政的義務は、当該対象加盟国の視聴者による売上のみ課せなければならない。当該対象加盟国の映画基金に貢献するよう求められたメディア・サービス提

供者は、当該対象加盟国に拠点がなくとも、映画基金からの補助に関して非差別的な取扱を受けられるようにすべきである。

- (37) 現在、放送事業者は、オンデマンド視聴覚メディア・サービス提供者よりも、欧州の視聴覚作品に投資を行っている。このため、対象加盟国が財政的義務を他の加盟国の管轄下にある放送事業者に課すこととした場合、当該放送事業者によって作られる欧州作品の制作及び権利獲得への直接的貢献（特に共同制作）が、比例性の原則を十分に勘案したうえで、考慮されべきである。これは、加盟国が、文化政策及び国庫補助ルールとの整合性に従って、管轄下にあるメディア・サービス提供者に負担させる財政的義務のレベルを決める権限を妨げるものではない。
- (38) 加盟国は、他の加盟国で開業されたオンデマンド視聴覚メディア・サービスが自国の視聴者を対象としているかどうかをケースバイケースで評価する場合、自国内の顧客に特別に向けられた広告又は宣伝等の指標、サービスの主たる言語、受信する加盟国の視聴者に特別に向けられたコンテンツや商業通信の存在を参照すべきである。
- (39) 加盟国が財政的義務をオンデマンド・サービス提供者に課す場合、その財政的貢献は、メディア・サービス提供者に対する二重の負担になるリスクを回避しつつ、欧州作品の適切な促進を図るものとする。このとき、メディア・サービス提供者が開業した加盟国で財政的義務を課す場合、他の対象とされた加盟国が課す財政的義務も考慮すべきである。
- (40) 欧州作品の促進に課す義務が市場の発展を阻害しないようにし、かつ、市場に新しいプレイヤーが参入するようことを認めるため、市場において重大な存在感のない企業は、これらの義務に服さない。これは特に低売上額及び少視聴者数の企業の場合である。例えば、少視聴者数は、サービスの性質を踏まえ、視聴時間や売上に応じて決まる。また、低売上額の基準は、加盟国における視聴覚市場の規模を考慮すべきである。また、オンデマンド視聴覚メディア・サービスの性質や意義を踏まえると、このような義務について、実践的でなく、又は正当化されない場合に課すことは不適

当と考えられる。

- (41) 放送事業者が一層の柔軟性をもって、広告者の需要及び視聴者の視聴を最大化するように広告を放送する時間を決定できるようにすることが重要である。その一方、柔軟化すれば、プライム・タイムの間に視聴者が見る広告の量が過剰になるおそれがあるため、消費者保護の十分な水準を確保することも必要である。このため、特別の上限を、6時から18時まで及び18時から24時までの時間帯に適用すべきである。
- (42) 中立フレーム (neutral frames) とは、編集上のコンテンツと、テレビジョン広告又はテレショッピングのスポットの分離や、スポット間の分離を行うものである。これによって、視聴者は、一の視聴覚コンテンツが終了し、次のものが開始されたことを明確に認識することができる。中立フレームは、テレビジョン広告に課せられる定量的な上限時間から除外されることを明確にすることが必要である。これにより、中立フレームに利用される時間は、広告のために利用される時間に影響を与えず、広告から得られる収入に悪影響が出ないことが確保される。
- (43) 放送事業者自らの番組及びその番組に直接由来する補助的な製品に関連する告知に割り当てられる伝送時間、又は、無償（懇願の伝送に要する費用分を除く。）で提供される公的なサービスの告知や慈善活動の懇願に割り当てられる伝送時間は、テレビジョン広告及びテレショッピングに割り当てられることのできる伝送時間の上限に含めるべきではない。また、多くの放送事業者は、規模の大きなメディア・グループに属しており、自らの番組及びその番組に直接由来する補助的な製品に関連する告知だけでなく、同じメディア・グループに属する他の事業者に由来する番組に関連する告知も行っている。これらの告知に割り当てられる伝送時間も、テレビジョン広告及びテレショッピングに割り当てられる伝送時間の上限に含めるべきではない。
- (44) 2010/13/EU 指令が対象とするビデオ共有プラットフォーム提供者は、欧

州議会及び理事会 2000/31/EC 指令¹⁰の意味における情報社会サービスを提供する。その提供者は、一の加盟国で開業する場合、同指令の域内市場の規定に服することとなる。同じルールは、欧州連合の加盟国で開業していないビデオ共有プラットフォーム・サービス提供者にも適用するよう措置することが適当である。これは、2010/13/EU 指令に規定する未成年者及び公衆の保護のための措置の効果を確保するとともに、可能な限り対等な競争環境を確保するためである（ビデオ共有プラットフォーム提供者が一の加盟国に親会社若しくは子会社を有する場合、又は、ビデオ共有プラットフォーム提供者があるグループの一員であって、そのグループの他の事業体が一の加盟国で開業している場合に限る。）。2010/13/EU 指令に規定する定義は、原則を示すものであって、欧州連合の域内外に多層的なグループを含む構造を構築することによって、同指令の適用を逃れることが不可能となるよう措置すべきである。欧州委員会は、2000/31/EC 指令及び 2010/13/EU 指令に規定する開業に関するルールの適用に関して、提供者がどの加盟国の管轄下にあるかを知らされるべきである。

(45) 利用者（特に未成年者）による視聴覚コンテンツの消費増加に伴って、新たな課題が、特にビデオ共有プラットフォームに関連して生じている。ビデオ共有プラットフォーム上で提供される有害なコンテンツ及びヘイト・スピーチに関する懸念が増している。そのようなコンテンツから未成年者及び公衆を保護するため、これらに関する比例的なルールを設けることが必要である。

(46) ビデオ共有プラットフォームの商業通信については、既に欧州議会及び理事会 2005/29/EC 指令¹¹によって規制されている。この指令においては、

¹⁰ Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market (OJ L 178, 17.7.2000, p.1).

¹¹ Directive 2005/29/EC of the European Parliament and of the Council of 11 May 2005 concerning unfair business-to-consumer commercial practices in the internal market and amending Council Directive 84/450/EEC, Directives 97/7/EC, 98/27/EC and 2002/65/EC of the European Parliament and of the Council and Regulation (EC) No 2006/2004 of the European Parliament and of the Council ('Unfair Commercial Practices Directive') (OJ L 149, 11.6.2005, p.22).

情報社会サービスにおいて生じる誤解を招き、攻撃的な慣行等に関して、不公正な企業対消費者の取引慣行を禁止している。

ビデオ共有プラットフォーム上のタバコ及び関連製品に関する商業通信については、欧州議会及び理事会 2003/33/EC 指令¹²が規定する既存の禁止だけでなく、欧州議会及び理事会 2014/40/EU 指令¹³に従う電子タバコ及び詰替の通信に適用される禁止によって、消費者は十分に保護されるよう確保されている。視聴覚コンテンツへのアクセスに際してビデオ共有プラットフォーム・サービスへの依存が増す中、視聴覚商業通信に関するルールと連携させることによって、適切な範囲で、全ての提供者にして、消費者保護の水準を十分に確保することが必要である。ビデオ共有プラットフォーム上の視聴覚商業通信は、明確に特定され、質に関する必要最低限の要件を尊重することが重要である。

- (47) ビデオ共有プラットフォーム・サービスに保存されたコンテンツの大部分は、当該ビデオ共有プラットフォーム提供者の編集責任の下にないものである。しかしながら、その提供者は、通常、コンテンツ（すなわち、番組、利用者生成ビデオ及び視聴覚商業通信）の編成を、自動的な方法又はアルゴリズム等により決めている。このため、その提供者は、未成年者の肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのあるコンテンツから未成年者を保護するための適切な措置を講ずることが求められる。また、これらの提供者は、欧州連合基本権憲章（以下「憲章」という。）第21条のいずれかの事項に基づくグループ又はグループの一員に対する暴力又は憎悪の扇動を含むコンテンツ及び欧州連合法の下で犯罪となるコンテンツの伝播からの公衆の保護のための適切な措置を講ずることも求められる。

¹² Directive 2003/33/EC of the European Parliament and of the Council of 26 May 2003 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States relating to the advertising and sponsorship of tobacco products (OJ L 152, 20.6.2003, p.16).

¹³ Directive 2014/40/EU of the European Parliament and of the Council of 3 April 2014 on the approximation of the laws, regulations and administrative provisions of the Member States concerning the manufacture, presentation and sale of tobacco and related products and repealing Directive 2001/37/EC (OJ L 127, 29.4.2014, p.1).

- (48) ビデオ共有プラットフォーム上で提供されるコンテンツに対する提供者の関与の性質上、未成年者及び公衆の保護のための適切な措置は、コンテンツの編成に関連づけるべきであって、コンテンツそのものに関連づけるべきではない。この点に関して 2010/13/EU 指令に規定する条件は、2000/31/EC 指令第 12 条から第 14 条（特定の情報社会サービス提供者によって、伝送される違法な情報、自動的・媒介的・維持的に保存される違法な情報又は保存される違法な情報に関する責任の免除を規定するもの）の適用を妨げてはならない。2000/31/EC 指令第 12 条から第 14 条が範囲とするサービスの提供に当たって、その条件は、当該指令第 15 条（保存等される情報を監視し、違法な活動を示す事実又は状況を積極的に探させるような一般的な義務を提供者に課すことを禁ずるもの。ただし、特別な場合の監視義務を除き、特に国内法に従う国内の当局による命令に影響を与えない。）の適用も妨げてはならない。
- (49) 2010/13/EU 指令に従って講じられる適切な措置の施行に当たって、ビデオ共有プラットフォーム提供者を可能な限り関与させることが適切である。このため、共同規制が奨励されるべきである。また、ビデオ共有プラットフォーム提供者が、欧州連合の法に従って、表現及び情報の自由並びにメディアの多元性を尊重しつつ、より厳しい措置を自発的に講ずることができるようにすべきである。
- (50) 実効的な救済措置に対する権利及び公正な裁判を受ける権利は、憲章第 47 条に規定する基本権である。このため、2010/13/EU 指令の規定は、司法に訴える権利の行使を拒んでいると解してはならない。
- (51) 2010/13/EU 指令に従って、有害なコンテンツからの未成年者の保護及び暴力、憎悪又はテロリズムの扇動を含むコンテンツからの公衆の保護のための適切な措置を講ずるに当たって、関連する基本権は、欧州連合基本権憲章の規定を踏まえ、慎重に均衡が図られるべきである。必要に応じて、特に、私生活及び家庭生活並びに個人データの保護を尊重する権利、表現及び情報の自由、営業の自由、差別の禁止並びに子供の権利を考慮すべきである。

- (52) 連絡委員会は、2010/13/EU 指令の効果的な施行を促進するものであって、その適用に関する具体的な問題について定期的に協議されるべきである。連絡委員会の業務は、既存の視聴覚政策に限定されるべきではなく、当該分野に生じる新しい事項についても範囲とすべきである。連絡委員会は、加盟国のしかるべき当局の代表者により構成される。加盟国は、代表者を任命する場合、連絡委員会の構成における男女平等を推進することが望ましい。
- (53) 加盟国は、各国の規制当局又は団体が法的に政府とは区別されるよう措置すべきである。しかしながら、これは、加盟国が憲法に従って監視することを妨げるものではない。各国の規制当局又は団体は、公的な当局又は団体であっても、その政府及び他の公的又は私的団体から機能的及び実効的に独立しているならば、必要となる独立の水準を満たしたものと考えられるべきである。これは、各国の規制当局又は団体の決定の不偏性を確保するために不可欠なことである。独立の条件に関して、加盟国が複数の産業分野（視聴覚及び電気通信）を監督する規制当局として設置することを妨げない。加盟国の規制当局又は団体は、業務を実施するために必要な執行権限及び資源（職員、専門性、予算）を有するべきである。2010/13/EU 指令の下設置される加盟国の規制当局又は団体は、メディアの多元性、文化の多様性、消費者保護、域内市場の有効な機能、公正な競争の促進の目標を尊重すべきである。
- (54) 視聴覚メディア・サービスの目的の一つは、個人の関心にこたえとともに、世論を形成することであるため、当該サービスは、個人及び社会に対して、可能な限り幅広く、高度な多様性をもって、伝えるようにすることが不可欠である。この目的が達成されるのは、編集上の判断が、法の施行という領分を超え、さらに、意見内容にかかわらず法的に保護されるべき権利を保護しようとする規制当局又は団体による国家的な介入及び影響から、自由である場合のみである。
- (55) 実効的な訴えの仕組みは、国家レベルで存在するようすべきである。訴えを受理する団体は、関与した当事者から独立したものとすべきである。当

該団体は裁判所とすることができる。訴えの手続は、加盟国の司法システムの権限分配を妨げない。

- (56) 欧州連合の視聴覚分野の規制枠組に関して、全加盟国で一貫性のある運用を確保するため、欧州委員会は、2014年2月3日の欧州委員会決定¹⁴により ERGA を設置した。ERGA の役割は、2010/13/EU 指令の一貫性ある運用を確保するために欧州委員会に技術的な専門的知見を与えること、並びに、加盟国の規制当局又は団体間及び加盟国の規制当局又は団体及び欧州委員会間の協力を促進することである。
- (57) ERGA は、一貫性のある規制の実施に関して正の貢献を行い、施行に関して欧州委員会に高度な助言を提供してきた。このことから、ERGA の役割の正式な認知と強化を 2010/13/EU 指令に規定することが必要である。このため、ERGA は、この指令に基づき設置されるべきである。
- (58) 欧州委員会は、視聴覚メディア・サービス及びビデオ共有プラットフォームに関する事項について、自由に ERGA と協議すべきである。ERGA は、その専門的知見及び助言を提供するとともに、ベスト・プラクティス（自主規制及び共同規制の行動規範を含む。）の交換を促進することにより、欧州委員会を支援すべきである。特に、欧州委員会は、調和性のある執行を図るため、2010/13/EU 指令の適用に関して、ERGA に協議すべきである。欧州委員会の求めに応じて、ERGA は、権限に関すること、受信の自由の例外に関する措置に関すること及び権限適用の回避を解決するための措置に関することに関して、非拘束的な意見を提供すべきである。ERGA は、視聴覚メディア・サービスの枠組に関するあらゆる規制的な事項について技術的な助言を提供できるようにすべきである。その助言には、脂肪、食塩／塩、砂糖を多く含む食事の視聴覚商業通信のコンテンツだけでなく、ヘイト・スピーチ及び未成年者の保護に関することを含む。

¹⁴ Commission Decision C(2014) 462 final of 3 February 2014 on establishing the European Regulators Group of Audiovisual Media Services.

- (59) 「メディア・リテラシー」は、市民がメディアを効果的かつ安全に利用するためのスキル、知識及び理解である。市民が情報にアクセスし、また、メディアのコンテンツを利用し、批判的に評価し、責任をもって、かつ、安全に創出するためには、市民は、メディア・リテラシーに関する発展的なスキルを必要とする。メディア・リテラシーは、ツールや技術を単に学ぶだけでなく、市民が批判的な思考を身に着けて、判断を下し、複雑な現実を分析し、意見と事実の相違を認識できるようにすべきである。このため、メディア・サービス提供者もビデオ共有プラットフォーム提供者も、その他の利害関係者と協力して、老若男女を問わず、すべての市民に対して、すべてのメディアに関するリテラシーの向上を推進し、その状況を緊密にフォローすることが必要である。
- (60) 2010/13/EU 指令は、人間の尊厳を尊重し、保護する加盟国の義務を妨げない。この指令は、基本権を尊重し、特に憲章で確認された原則に従う。特に、2010/13/EU 指令は、表現の自由及び営業の自由に関する権利、司法手続を受ける権利を完全に尊重するとともに、憲章で述べられている子供の権利の適用の促進を求める。
- (61) 2010/13/EU 指令の下で加盟国が講ずるいかなる措置も、ユネスコ文化的表現の多様性の保護及び促進に関する条約に従って、文化及び言語の多様性、表現及び情報の自由並びにメディアの多元性を尊重する。
- (62) 政治的な報道番組にアクセスする権利は、情報を受信する自由を保護し、欧州連合の視聴者の利益を十分かつ適切に保護するために重要である。社会及び民主主義に対する視聴覚メディア・サービスの重要性の発展を踏まえ、政治的なニュースの放送は、可能な限り、また、著作権のルールを妨げない範囲で、欧州連合内の越境での利用を可能とすべきである。
- (63) この指令は、国際私法のルール、特に裁判所の権限に関するルール並びに契約上及び非契約上の義務に適用される法には関与しない。

(64) 加盟国及び欧州委員会の 2011 年 9 月 28 日の政治的宣言¹⁵に従って、加盟国は、正当化される場合には、指令の構成要素と加盟国の法制化の相当する部分の間の関係を説明する一又はそれ以上の文書を法制化措置の通知に添えることを了解した。この指令に関して、法制定者は、そのような文書による伝達は正当化できると考える。

(65) したがって、指令 2010/13/EU は、以下のとおり改正されるべきである。

(2018/1808/EU 指令第 1 条による改正後の 2010/13/EU 指令 (溶け込み))

第 1 章

定義

第 1 条

1. この指令においては、次に掲げる定義を適用するものとする。

(a) 「視聴覚メディア・サービス (audiovisual media services)」とは、次に掲げるものをいう。

(i) 欧州連合の運営に関する条約の第56条及び第57条で定義するサービスであって、その主たる目的又はその分離不可の部分が、知らせ、楽しませ、又は教育するために、一のメディア・サービス提供者の編集責任の下、公衆に対する番組の提供に充てられるものであり、2002/21/EC指令第2条ポイント (a) の意義における電子通信ネットワークの手段によって行うもの。このような視聴覚メディア・サービスは、この段落のポイント (e) で定義するテレビジョン放送又はこの段落のポイント (g) で定義するオンデマンド視聴覚メディア・サービスのいずれかである。

¹⁵ OJ C 369, 17.12.2011, p.14.

(ii) 視聴覚商業通信

(a a) 「ビデオ共有プラットフォーム・サービス (video-sharing platform service)」とは、欧州連合の運営に関する条約の第56条及び第57条で定義するサービスであって、その主たる目的若しくはその分離不可の部分又はサービスの不可欠な機能が、知らせ、楽しませ、又は教育するために、公衆に対する番組又は／及び利用者生成ビデオの提供に充てられるものであるが、それらに対するビデオ共有プラットフォーム提供者の編集責任はないものであり、2002/21/EC指令第2条ポイント(a)の意義における電子通信ネットワークの手段によって行うもの。また、そのサービスの編成は、自動的な方法又はアルゴリズムを含め、特に表示、タグ付け、優先順位付けを通じて、ビデオ共有サービス提供者によって決められるもの。

(b) 「番組 (programme)」とは、その長さに関わらず、一のメディア・サービス提供者によって設定されたスケジュール又はカタログの中の一の個別事項 (an individual item) を構成する動く画像の集合 (音声の有無を問わない) をいい、例えば、長編映画、ビデオ・クリップ、スポーツ・イベント、ホームコメディ、ドキュメンタリー、子供番組及びオリジナル・ドラマが含まれる。

(b a) 「利用者生成ビデオ (user-generated video)」とは、その長さに関わらず、利用者によって創出され、当該利用者又は他の利用者によってビデオ共有プラットフォームにアップロードされる一の個別事項を構成する動く画像の集合 (音声の有無を問わない) をいう。

(b b) 「編集上の決定 (editorial decision)」とは、編集責任の行使のために定期的に行われる決定であって、視聴覚メディア・サービスの日々の運営に係るものをいう。

(c) 「編集責任 (editorial responsibility)」とは、テレビジョン放送の場合には経時順のスケジュールにおいて、又は、オンデマンド視聴覚メデ

ィア・サービスの場合にはカタログにおいて、番組の選択及び番組の編成に関する効果的な管理を行うことをいう。編集責任は、必ずしも、提供されるコンテンツ又はサービスに関して国内法の下での法的責任を意味するわけではない。

(d) 「メディア・サービス提供者 (media service provider)」とは、視聴覚メディア・サービスの視聴覚コンテンツの選択に編集責任を有し、その編成の方法を決める自然人又は法人をいう。

(d a) 「ビデオ共有プラットフォーム提供者 (video-sharing platform provider)」とは、ビデオ共有プラットフォーム・サービスを提供する自然人又は法人をいう。

(e) 「テレビジョン放送 (television broadcasting or television broadcasts)」(すなわち、リニア視聴覚メディア・サービス)とは、番組のスケジュールに基づき、番組の同時視聴のために、一のメディア・サービス提供者によって提供される視聴覚メディア・サービスをいう。

(f) 「放送事業者 (broadcaster)」とは、テレビジョン放送を行う一のメディア・サービス提供者をいう。

(g) 「オンデマンド視聴覚メディア・サービス (on-demand audiovisual media service)」(すなわち、ノンリニア視聴覚メディア・サービス)とは、メディア・サービス提供者によって選択された番組のカタログに基づき、利用者の選択した時間で、かつ、利用者の個別の要求で、番組を視聴するための視聴覚メディア・サービスを意味する。

(h) 「視聴覚商業通信 (audiovisual commercial communications)」とは、直接又は間接に、製品、サービス又は経済活動を行う自然人又は法人の印象を宣伝するように設計された画像(音声の有無を問わない)をいう。これらの画像は、報酬若しくは同様の報奨の見返りのた

め、又は自己の宣伝目的のため、番組又は利用者生成ビデオに付随し、又は挿入される。視聴覚商業通信の形式には、特にテレビジョン広告、スポンサーシップ、テレショッピング及びプロダクト・プレイスメントを含む。

- (i) 「テレビジョン広告 (television advertising)」とは、取引、商業、工事又は職業に関連し、報酬を得ようとする製品又はサービス（不動産所有権、権利及び義務を含む。）の供給の宣伝のために、公的又は民間の事業体又は自然人によって行われる、報酬又は同様の報奨の見返りのための告知の放送又は自己の宣伝目的の放送をいう。
- (j) 「不正な視聴覚商業通信 (surreptitious audiovisual commercial communications)」とは、製品、サービス、製品の製作者若しくはサービスの提供者の名称、商標又は活動に関する文言又は写真の番組における紹介であって、その紹介がメディア・サービス提供者によって広告として提供される意図を持つものであり、その性質上公衆に誤解を与えるかもしれないものをいう。特に、その紹介が報酬又は同様の報奨の見返りのために行われるならば、意図的であると考えるものとする。
- (k) 「スポンサーシップ (sponsorship)」とは、視聴覚メディア・サービス又はビデオ共有プラットフォーム・サービスの提供や視聴覚作品の制作に従事していない公的又は民間の事業体又は自然人による、その名称、商標、イメージ、行動又は製品の宣伝を行うための視聴覚メディア・サービス、ビデオ共有プラットフォームサービス、利用者生成ビデオ又は番組の財政的貢献をいう。
- (l) 「テレショッピング (teleshopping)」とは、報酬を得ようとする製品又はサービス（不動産所有権、権利及び義務を含む。）の供給のために、公衆に向けて直接の提案を行う放送をいう。
- (m) 「プロダクト・プレイスメント (product placement)」とは、製品、

サービス又はその商標の包含又は言及により構成される視聴覚商業通信のいかなる形態を意味し、報酬又は同様の報奨の見返りとして一の番組又は利用者生成ビデオの中で取り入れられるものをいう。

(n) 「欧州作品 (European works)」とは、次に掲げるものをいう。

(i) 加盟国において作られた作品

(ii) 欧州評議会の国境なきテレビジョン欧州条約の当事者である欧州の第三国において作られた作品であって、第3段落の条件を満たすもの。

(iii) 欧州連合と第三国の間で締結された視聴覚分野に関する合意の枠組の中で共同制作された作品であって、これらの合意で定める条件を満たすもの。

2. 第1項のポイント (n) (ii) 及び (iii) の規定の適用は、当該第三国において、加盟国において生成された作品が差別的な措置の対象となっていないことを条件とするものとする。

3. 第1項のポイント (n) (i) 及び (ii) の作品は、次に掲げる3つの条件のうちの1つに従っているならば、当該規定の一又はそれ以上の国に居住する作家及び作業者が主として作る作品である。

(i) 一又はそれ以上の国で開業された一又はそれ以上の制作者によって作られた作品

(ii) 作品の制作が、一又はそれ以上の国で開業された一又はそれ以上の制作者によって監督され、かつ、実際に管理されたもの

(iii) 総共同制作費用に対する、これらの国の共同制作者の寄与度が圧倒的であって、共同制作がこれらの国以外で開業された一又はそれ以

上の制作者によって管理されていないもの

4. 第1項のポイント（n）の意義において欧州作品ではないが、加盟国と第三国の間で締結された二国間の共同制作の合意の枠組において制作された作品は、欧州連合の共同制作者が総制作費用の過半を供給し、かつ、制作が加盟国の領域以外で開業された一又はそれ以上の制作者によって管理されていないならば、欧州作品とみなす。

第2章

視聴覚メディア・サービスに関する総則

第2条

1. 各加盟国は、その管轄下にあるメディア・サービス提供者によって伝送される全ての視聴覚メディア・サービスが、当該加盟国の公衆向けの視聴覚メディア・サービスに適用される法体系のルールに適合するよう措置するものとする。

2. この指令において、一の加盟国の管轄下にあるメディア・サービス提供者とは、次に掲げるもののいずれかをいう。

(a) 第3項に従って当該加盟国で開業した者

(b) 第4項が適用される者

3. この指令において、メディア・サービス提供者は、次に掲げる場合、一の加盟国に開業されたものとみなされるものとする。

(a) メディア・サービス提供者が当該加盟国に本社を有し、視聴覚メディア・サービスに関する編集の決定が当該加盟国で行われるとき。

(b) メディア・サービス提供者が一の加盟国に本社を有するが、視聴覚メディア・サービスに関する編集の決定が他の加盟国で行われるならば、番組に関する視聴覚メディア・サービスの活動に関与する労働力の重要な部分が活動する加盟国において開業されたものとみなす。番組に関する視聴覚メディア・サービスの活動に関与する労働力の重要な部分がそれぞれの加盟国で活動する場合、メディア・サービス提供者は、本社を有する加盟国で開業されたものとみなす。番組に関する視聴覚メディア・サービスの活動に関与する労働力の重要な部分がいずれの加盟国でも活動しない場合、メディア・サービス提供者が、一の加盟国の法に従って最初に活動を始め、当該加盟国の経済と安定的かつ効果的な結びつきを維持しているならば、当該加盟国で開業されたものとみなす。

(c) メディア・サービス提供者が一の加盟国に本社を有するが、視聴覚メディア・サービスに関する編集の決定が第三国で行われる場合（逆も同じ）であって、視聴覚メディア・サービスの活動に関与する労働力の重要な部分が当該加盟国で活動するならば、当該加盟国で開業されたものとみなす。

4. 第3項の規定が適用されないメディア・サービス提供者は、次に掲げる場合、当該加盟国の管轄下にあるものとみなす。

(a) 一の加盟国にある衛星のアップリンクを利用する場合

(b) 一の加盟国にある衛星のアップリンクを利用しないが、当該加盟国に属する衛星の伝送容量を利用する場合

5. どの加盟国の管轄下にあるかという問題が第3項及び第4項に従って決められない場合、所管の加盟国は、メディア・サービス提供者が欧州連合の運営に関する条約第49条から第55条までの意義において開業した国とする。

5 a. 加盟国は、メディア・サービス提供者が、所管の各国の規制当局又は団

体に対して、第2項、第3項及び第4項に従って決定する管轄に影響する全ての変化を通知するよう措置するものとする。

5 b. 加盟国は、管轄下にあるメディア・サービス提供者の最新のリストを作成、更新し、その管轄が第2項から第5項までに規定される基準のいずれに基づくものかを示すものとする。加盟国は、欧州委員会に対して、更新された部分を含め、そのリストを通知するものとする。

欧州委員会は、当該リストが集権的なデータベースで利用できるよう措置するものとする。リスト間に不一致がある場合、欧州委員会は、解決策を見つけるために関係加盟国に接触するものとする。欧州委員会は、各国の規制当局又は団体がそのデータベースにアクセスできるよう措置するものとする。欧州委員会は、データベースの情報を誰でも利用できるようにするものとする。

5 c. 第3条又は第4条の適用に当たって、管轄する加盟国について関係加盟国で合意しない場合、遅滞なく、欧州委員会の注意を喚起するものとする。欧州委員会は、欧州委員会及び欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ(ERGA)に対して、第30b条第3項ポイント(d)に従って、当該事案に関する意見を求めることができる。ERGAは、欧州委員会の求めが提出されてから15営業日以内に意見を述べるものとする。欧州委員会は、第29条によって創設された連絡委員会に適切に知らせるものとする。

欧州委員会は、第3条第2項若しくは第3項又は第4条第5項の規定に従って決定するとき、どの加盟国が管轄するかも決定するものとする。

6. この指令は、専ら第三国において受信することを意図した視聴覚メディア・サービスであって、一又はそれ以上の加盟国の公衆によって、直接又は間接に、標準的な家電で受信されないものには適用しない。

第3条

1. 加盟国は、受信の自由を確保するものとし、他の加盟国からの視聴覚メデ

メディア・サービスの自国領域内での再伝送を、この指令によって調和された分野の理由により制限してはならない。

2. 加盟国は、他の加盟国の管轄下にあるメディア・サービス提供者による視聴覚メディア・サービスが、明白、深刻かつ重大に、第6条第1項若しくは第6 a 条第1項に違反し、又は、公衆衛生に対する深刻かつ重大な不利益のリスクが生じ、若しくは存する場合、暫定的に、本条第1項を適用しないことができる。

第一サブパラグラフの適用除外は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(a) 過去12ヶ月の間に、メディア・サービス提供者が、少なくとも2回の機会において、第一サブパラグラフの行為を1度以上行ったこと。

(b) 当該加盟国が、メディア・サービス提供者、当該提供者を管轄する加盟国及び欧州委員会に対して、文書で、違反行為の容疑及び同様の違反行為が再び生じた場合に講じようとする比例的な措置を通知したこと。

(c) 当該加盟国は、メディア・サービス提供者の抗弁権を尊重し、特に、提供者に対して違反行為に対する見解を表明する機会を与えたこと。

(d) メディア・サービス提供者を管轄する加盟国と欧州委員会との協議が、ポイント (b) の通知を欧州委員会が受けてから1ヶ月以内に友好的な解決策を提示できなかつたこと。

欧州委員会は、関係加盟国が講じようとする措置の通知を受信し、ERGAに対して第30 b 条第3項ポイント (d) に従って意見を求めてから3ヶ月以内に、当該措置が欧州連合の法に適合するかどうかの決定を行うものとする。欧州委員会は、連絡委員会に適切に知らせるものとする。欧州委員会は、当該措置が欧州連合の法に適合しないと決定した場合、関係加盟国に対して当該措置を緊急に終了させるよう求めるものとする。

3. 加盟国は、他の加盟国の管轄下にあるメディア・サービス提供者による視聴覚メディア・サービスが、明白、深刻かつ重大に、第6条第1項ポイント (b) に違反し、又は、安全保障及び防衛の確保を含む、公共の安全に対する深刻かつ重大な不利益のリスクが生じ、若しくは存する場合、暫定的に、本条第1項を適用しないことができる。

第1サブパラグラフの適用除外は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(a) 過去12ヶ月の間に、少なくとも1度、第1サブパラグラフの行為が生じたこと。

(b) 当該加盟国が、メディア・サービス提供者、当該提供者の管轄する加盟国及び欧州委員会に対して、文書で、違反行為の容疑及び同様の違反行為が再び生じた場合に講じようとする比例的な措置を通知したこと。

当該加盟国は、メディア・サービス提供者の抗弁権を尊重し、特に、提供者に対して違反行為に対する見解を表明する機会を与えるものとする。

欧州委員会は、当該加盟国が講じようとする措置の通知を受信し、ERGAに対して第30b条第3項ポイント (d) に従って意見を求めてから3ヶ月以内に、当該措置が欧州連合の法に適合するかどうかの決定を行うものとする。欧州委員会は、連絡委員会に適切に知らせるものとする。欧州委員会は、当該措置が欧州連合の法に適合しないと決定した場合、関係する加盟国に対して当該措置を緊急に終了させるよう求めるものとする。

4. 第2項及び第3項は、当該メディア・サービス提供者に対する管轄する加盟国において、問題の違反行為に対する、いかなる手続、措置又は罰則の適用を妨げてはならない。

5. 加盟国は、緊急の場合、違反行為が生じてから1ヶ月以内ならば、第3項ポイント (a) 及び (b) で定める条件を適用しないことができる。この場

合、講じられた措置は、可能な限り速やかに、欧州委員会及びメディア・サービス提供者に対する管轄する加盟国に対して、緊急と考える理由を示しつつ、通知するものとする。 欧州委員会は、可能な限り速やかに、通知された措置が欧州連合の法に適合するか審査するものとする。 これらの措置が欧州連合の法に適合しないという結論に至った場合、当該加盟国に対して、提案された措置を手控えるか、又は当該措置を至急終了するよう求めるものとする。

6. 欧州委員会は、第2項又は第3項の規定に従って決定を行うために必要な情報に欠ける場合、通知を受けてから1ヶ月以内ならば、関係する加盟国から、決定のために必要な情報を全て求めるものとする。欧州委員会が決定を行う期限は、加盟国が当該情報を提供しない限り、延期されるものとする。いかなる場合でも、期限の延期は、1ヶ月を超えてはならない。

7. 加盟国及び欧州委員会は、定期的に、連絡委員会及びERGAの枠組において、本条に規定する手続に関する経験及びベスト・プラクティスを交換するものとする。

第4条

1. 加盟国は、管轄下にあるメディア・サービス提供者に対して、欧州連合の法と適合する場合に限り、この指令により調和された分野に関して、より詳細又は厳格なルールに適合するよう求める自由を留保するものとする。

2. 加盟国は、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合、

(a) 第1項の下で、一般的な公共の利益に関する、より詳細又は厳格なルールを採択する自由を行使する場合

(b) 他の加盟国の管轄下にあるメディア・サービス提供者が全部又は大部分を自国に向けて視聴覚メディア・サービスを提供していると評価する場合

当該加盟国は、管轄する加盟国に対して、この項に関し特定された問題を解決するよう求めることができる。加盟国はともに、相互に満足できる解決策を実現するため、真摯かつ円滑に協力するものとする。

第一サブパラグラフの下での加盟国による証拠に基づく要求を受けて、管轄する加盟国は、メディア・サービス提供者に対して、問題に係る一般的な公共の利益のルールに適合するよう求めるものとする。管轄する加盟国は、定期的に、求めを行った加盟国に対して、特定された問題を解決するために講じた手続を知らせるものとする。要求を受けてから2ヶ月以内に、管轄する加盟国は、求めを行った加盟国及び欧州委員会に対して、得られた結果を通知するとともに、解決策が得られたと考えた理由を説明するものとする。

いずれの加盟国も、第29条に基づき設けられた連絡委員会に事件を検証するよう、いつでも依頼することができる。

3. 当該加盟国は、次に掲げる条件を全て満たす場合、当該メディア・サービス提供者に対して適切な措置を採択することができる。

- (a) 当該加盟国が第2項の適用により達成された結果が満足できないものと評価する場合。
- (b) 当該加盟国が、仮に当該メディア・サービス提供者がその国で開業したならば適用される、この指令により調和された分野における、より厳格なルールを迂回するために、管轄する当該加盟国に開業したとする証拠を示した場合。その証拠は、メディア・サービス提供者がより厳格なルールを迂回しようとする意図を証明することができなかつたとしても、当該迂回の合理性が支持される場合もあるものとする。

当該措置は、客観的に必要であり、無差別的な方法で適用され、追求する目的に対して比例的であるものとする。

4. 一の加盟国は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、第3項の規定に

従って措置を講ずることができる。

- (a) 当該加盟国が、欧州委員会及びメディア・サービス提供者が開業した加盟国に対して、評価の根拠を証拠で固めたうえで、措置を講ずる意思を通知した場合
- (b) 当該加盟国が関係するメディア・サービス提供者の抗弁権を尊重し、特に、特に、メディア・サービス提供者に対して、違反行為及び通知する加盟国が講じようとする措置に対する見解を表明する機会を与えた場合
- (c) 欧州委員会が、第30b条(3)ポイント(d)に従ってERGAに意見を求めた後、当該措置が欧州連合の法に適合しているとともに、特に本条第2項及び第3項の下で措置を講じようとする加盟国によって行われた評価が正確であると認められると決定した場合。欧州委員会は、連絡委員会に適切に知らせるものとする。

5. 欧州委員会は、第4項ポイント(a)で定める通知を受けて3ヶ月以内に、当該措置が欧州連合の法に適合するかどうかの決定を行うものとする。欧州委員会は、当該措置が欧州連合の法に適合しないと決定する場合、関係加盟国に対して意図された措置を差し控えるよう求めるものとする。

欧州委員会は、第1サブパラグラフの規定に従って決定を行うために必要な情報に欠ける場合、通知を受けてから1ヶ月以内ならば、関係する加盟国から、決定のために必要な情報を全て求めるものとする。欧州委員会が決定を行う期限は、加盟国が当該情報を提供しない限り、延期されるものとする。いかなる場合でも、期限の延期は、1ヶ月を超えてはならない。

6. 加盟国は、適当な方法により、管轄下にある放送事業者が、この指令の規定に有効に適合するよう、国内法の枠組において、措置するものとする。

7. 2000/31/EC指令は、この指令に特に規定がない限り、適用されるものとする。

る。2000/31/EC指令及びこの指令が衝突する場合、この指令に特に規定がない限り、この指令が優先するものとする。

第4 a 条

1. 加盟国は、この指令により調和された分野において、当該加盟国の法体系において認められる範囲で、国内レベルで採択された行動規範を通じた共同規制の利用及び自主規制の推進を奨励するものとする。その行動規範は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

(a) 関係する加盟国の主たる利害関係者が概ね受け入れるものであること。

(b) その目的が明瞭かつ明確に規定されていること。

(c) 定期的に透明で独立した監視及び意図された目的の達成の評価を規定していること。

(d) 効果的かつ比例的な罰則を含む実効的な執行を規定していること。

2. 加盟国及び欧州委員会は、メディア・サービス提供者、ビデオ共有プラットフォーム・サービス提供者又はそれらを代表する団体によって作成された欧州連合の行動規範を通じて、自主規制を推進することができる（必要に応じて、産業界、労働界、専門職及び消費者の協会又は団体等他の部門と協力する。）。その行動規範は、欧州連合レベルの主たる利害関係者が概ね受け入れるとともに、第1項ポイント（b）から（d）までに適合するものとする。欧州連合の行動規範は、加盟国の行動規範を妨げないものとする。

欧州委員会は、加盟国と協力して、適当な場合には補完性及び比例性の原則に従って、欧州連合の行動規範の発展を促進するものとする。

欧州連合の行動規範の署名者は、原案及び改正案を欧州委員会に提出するもの

とする。欧州委員会は、原案及び改正案に関して、連絡委員会に協議するものとする。

欧州委員会は、欧州連合の行動規範を誰でも利用できるようにするとともに、適切に周知することができる。

3. 加盟国は、各国の独立した規制当局又は団体が当該行動規範又はその一部について十分には効果的でないと結論付ける場合等、管轄下にあるメディア・サービス提供者に対して、この指令及び欧州連合の法に従って、より詳細又は厳格なルールに適合するよう求める自由を留保するものとする。加盟国は、遅滞なく、当該ルールを欧州委員会に報告するものとする。

第3章

全ての視聴覚メディア・サービスに適用される規定

第5条

1. 各加盟国は、管轄下にある視聴覚メディア・サービス提供者が、サービスの受信者に対して、少なくとも次に掲げる情報について、容易、直接、永久にアクセス可能とするよう措置するものとする。

(a) その名前

(b) それが開業した地理的な住所

(c) 電子メールのアドレス又はウェブサイトを含む、メディア・サービス提供者の詳細。これにより、直接かつ効果的な方法により迅速に連絡を取ることが可能となる。

(d) 管轄する加盟国及び所管の規制又は監督団体

2. 加盟国は、第1項に掲げられた情報のほか、管轄下にあるメディア・サービス提供者に対して、株主等の所有構造に関する情報にアクセス可能となるような法的な措置を講ずることができる。当該措置は、株主の私的及び家庭生活等の関係する基本的権利を尊重するものとする。当該措置は、必要かつ比例的なものとし、一般的利益の目的を追求する意図を有するものとする。

第6条

1. 加盟国は、人間の尊厳を尊重し保護する義務を妨げることなく、適当な方法により、管轄下にあるメディア・サービス提供者によって提供される視聴覚メディア・サービスが、次に掲げるものを含まないよう措置するものとする。

(a) 憲章第21条のいずれかの事項に基づくグループ又はグループの一員に対する暴力又は憎悪の扇動

(b) 2017/541/EU指令第5条に規定するテロリストの攻撃の挑発の公開

2. 本条に講じられる措置は、必要かつ比例的なものとするとともに、権利を尊重し、憲章に規定する原則を認めるものとする。

第6 a 条

1. 加盟国は、管轄下にあるメディア・サービス提供者による、未成年者の肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのある視聴覚メディア・サービスが、未成年者が通常では見られない、又は聞けない方法でのみ利用可能となるような適当な措置を講ずるものとする。当該措置は、放送時間の選択、年齢の検証ツール又は他の技術的な措置等とすることができる。当該措置は、番組の潜在的な有害性に対して比例的なものとする。

理由なき暴力及びポルノグラフィ等の最も有害なコンテンツは、最も厳格な措置に服するものとする。

2. 第1項の規定に従ってメディア・サービス提供者が収集し、又は生成した個人データは、ダイレクト・マーケティング、プロファイリング及び行動ターゲット広告等の商業目的のためには処理してはならない。

3. 加盟国は、メディア・サービス提供者が、未成年者の肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのあるコンテンツについて、十分な情報を視聴者に提供するよう措置するものとする。このため、メディア・サービス提供者は、視聴覚メディア・サービスによるそのコンテンツの潜在的に有害な性質を説明するシステムを利用するものとする。

この項の施行のため、加盟国は、第4 a 条第1項に規定する共同規制の利用を奨励するものとする。

4. 欧州委員会は、メディア・サービス提供者に対して、共同規制の行動規範に関するベスト・プラクティスを交換するよう奨励するものとする。加盟国及び欧州委員会は、本条のため、第4 a 条第2項の欧州連合の行動規範を通じて、自主規制を推進することができる。

第7条

1. 加盟国は、遅滞なく、管轄下にあるメディア・サービス提供者によって提供されるサービスが、障害を有する者から、比例的な措置を通じて、継続的かつ進歩的に、よりアクセス可能となるよう措置するものとする。

2. 加盟国は、メディア・サービス提供者が、第1項の措置の施行について、各国の規制当局又は団体に対して、定期的に報告するよう措置するものとする。2022年12月19日まで及びその後は3年ごとに、加盟国は、第1項の施行について、欧州委員会に報告するものとする。

3. 加盟国は、メディア・サービス提供者が、障害を有する者からの継続的かつ進歩的なアクセスの向上の観点から、アクセシビリティの行動計画を改善させるよう奨励するものとする。いかなる行動計画も、各国の規制当局又は団体

に通知するものとする。

4. 各加盟国は、本条のアクセシビリティの事案に関する情報を提供するとともに、苦情を受け付けるため、単一、かつ、障害を有する者等から容易にアクセス可能で、誰でも利用できるオンライン上のコンタクト・ポイントを指名するものとする。

5. 加盟国は、視聴覚メディア・サービスを通じて誰もが利用できる緊急情報（自然災害発生時における公共機関との通信や告知を含む。）が、障害を有する者からアクセス可能な方法により提供されるよう措置するものとする。

第7 a 条

加盟国は、一般的利益を有する視聴覚メディア・サービスを目立つようにさせる適切な措置を講ずることができる。

第7 b 条

加盟国は、メディア・サービス提供者による視聴覚メディア・サービスが、その者の明示の同意がない限り、商業目的のために重畳され、又は改変されないようにするための適当かつ比例的な措置を講ずるものとする。本条のため、加盟国は、特に、視聴覚メディア・サービスの提供源であるメディア・サービス提供者の法的利益を勘案しつつ、利用者の法的利益の保護の観点から、例外を含め、規制を詳細に定めるものとする。

第8 条

加盟国は、管轄下にあるメディア・サービス提供者が、権利者が合意している期限を超えて映画の著作物を伝送しないよう措置するものとする。

第9 条

1. 加盟国は、管轄下にあるメディア・サービス提供者によって提供される視聴覚商業通信が次に掲げる要件に適合するよう措置するものとする。

- (a) 視聴覚商業通信は、そうであることを容易に認識できるようにするものとする。不正な視聴覚商業通信は、禁止される。
- (b) 視聴覚商業通信は、サブリミナル技術を使わないものとする。
- (c) 視聴覚商業通信は、次に掲げるものとしてはならないこと。
 - (i) 人間の尊厳に対する敬意を害すること。
 - (ii) 性別、人種又は民族の起源、国籍、宗教又は信条、障害、年齢又は性的嗜好を理由とする、いかなる差別を含み、又は宣伝すること。
 - (iii) 健康又は安全を害するような行動を奨励すること。
 - (iv) 環境保護に著しく損害を与えるような行動を奨励すること。
- (d) 電子タバコ及び詰替並びに紙巻きタバコその他タバコ製品のための視聴覚商業通信の形態は、全て禁止されるものとする。
- (e) アルコール飲料のための視聴覚商業通信は、特別に未成年者を目的としてはならず、飲料の過度な消費を奨励してはならないものとする。
- (f) メディア・サービス提供者の管轄下の加盟国の処方箋でのみ利用可能な医療品や医療行為のための視聴覚商業通信は、禁止されるものとする。
- (g) 視聴覚商業通信は、未成年者に対する肉体的又は道徳的な損害を起こ

さないものとする。このため、視聴覚商業通信は、未成年者の無経験や信じやすい性質を不当に利用して、製品又はサービスを購入し、又は採用することを、直接未成年者に熱心に勧めてはならず、また、広告された製品又はサービスを購入するように親や他人を説得するよう直接未成年者を奨励してはならず、さらに、未成年者が親、教師や他人に持っている特別な信頼を不当に利用してはならず、加えて、危険な状況の中で不合理に未成年者に見せてはならないものとする。

2. オンデマンド視聴覚メディア・サービスにおけるアルコール飲料の視聴覚商業通信は、スポンサーシップ及びプロダクト・プレイスメントを除き、第22条に規定する基準に適合するものとする。

3. 加盟国は、アルコール飲料に関する不適當な視聴覚商業通信に関して、第4 a 条第1項に規定する行動規範を通じて、共同規制の利用及び自主規制の推進を奨励するものとする。その行動規範は、未成年者がアルコール飲料の視聴覚商業通信を見る機会が効果的に減じられるよう意図するものとする。

4. 加盟国は、子供番組に続き、又は挿入される、栄養的又は心理的な効果を有する栄養や成分を含む食品や飲料（特に全体の食事の中で過度な摂取が推薦されない、脂肪、トランス脂肪酸、塩分、砂糖等）の不適當な視聴覚商業通信に関して、第4 a 条第1項に規定する行動規範を通じて、共同規制の利用及び自主規制の推進を奨励するものとする。

その行動規範は、子供が当該食品や飲料の視聴覚商業通信を見る機会が効果的に減じられるよう意図するものとする。その行動規範は、当該視聴覚商業通信が当該食品及び飲料の栄養面の正の性質を強調することがないよう意図して規定するものとする。

5. 加盟国及び欧州委員会は、本条のため、第4 a 条第2項の欧州連合の行動規範を通じて、自主規制を推進することができる。

第10条

1 スポンサーされる視聴覚メディア・サービス又は番組は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(a) コンテンツ及び時間編成（テレビジョン放送の場合）は、いかなる状況においても、メディア・サービス提供者の責任及び編集の独立性に影響を与えられないようなものとする。

(b) スポンサーされる視聴覚メディア・サービス又は番組は、製品又はサービスの購入又は貸借を直接奨励しないようなものとする。特に製品又はサービスに関する宣伝的な言及を行わないこと。

(c) 視聴者には、明示的に、スポンサーシップ協定の存在を知らされるようにすること。スポンサーされた番組は、明示的に、番組の冒頭、最中及び／又は最後に、番組にとって適当な方法により、名前、ロゴ及び／又はスポンサーのシンボル（製品又はサービスの言及又は特色のあるサイン）等を示すことによって、その存在が分かるようにすること。

2. 視聴覚メディア・サービス又は番組は、主な活動が、電子タバコ及び詰替並びに紙巻きタバコその他タバコ製品の製造又は販売である事業体によってスポンサーされてはならない。

3. 医療品又は医療行為の製造又は販売を含む活動を行う事業体による視聴覚メディア・サービス又は番組のスポンサーシップは、事業体の名前又は印象を宣伝することができるが、メディア・サービス提供者の管轄下の加盟国の処方箋でのみ利用可能な特別な医療品や医療行為を宣伝してはならない。

4. ニュース及び時事問題の番組は、スポンサーされてはならない。加盟国は、子供番組のスポンサーシップを禁止することができる。加盟国は、子供番組、ドキュメンタリー及び宗教番組の中でのスポンサーシップのロゴの表示を

禁止することができる。

第11条

1. 本条は、2009年12月19日以降に制作された番組のみに適用するものとする。
2. プロダクト・プレイスメントは、ニュース及び時事番組、消費者関連番組、宗教番組及び子供番組を除き、認められるものとする。
3. プロダクト・プレイスメントを含む番組は、次に掲げる要件を満たすものとする。
 - (a) コンテンツ及びスケジュール（テレビジョン放送の場合）又はカタログ（オンデマンド視聴覚メディア・サービスの場合）の編成は、いかなる状況の下でも、メディア・サービス提供者の責任及び編集の独立性に影響を与えられないようなものとする。
 - (b) 製品又はサービスの購入又は貸借を直接奨励しないようなものとする。特に製品又はサービスに関する宣伝的な言及を行わないこと。
 - (c) 問題の製品に対して不適切な名声を与えないものとする。
 - (d) 視聴者は、視聴者側で混乱が生じないよう、番組の冒頭及び最後に適当な表示により、また、広告による中断後番組が再開するときには、明示的に、プロダクト・プレイスメントの存在を知らされるようにすること。

加盟国は、メディア・サービス提供者又はメディア・サービス提供者の関連会社によって、制作されておらず、かつ、委託されていない番組を除き、ポイント（d）で定める要件を課さないことができる。

4. いかなる場合であっても、番組には、次に掲げるプロダクト・プレイスメントを含めてはならない。

(a) 電子タバコ及び詰替並びに紙巻きタバコその他タバコ製品又は主な活動がそれらの製品の製造若しくは販売である事業体のプロダクト・プレイスメント

(b) メディア・サービス提供者の管轄下の加盟国の処方箋でのみ利用可能な特別の医療品又は医療行為

第4章

削除

第12条

削除

第13条

1. 加盟国は、管轄下にあるオンデマンド視聴覚メディア・サービスのメディア・サービス提供者が、そのカタログに少なくとも30パーセント以上の欧州作品を確保するとともに、その作品を目立たせるよう措置するものとする。

2. 加盟国が管轄下にあるメディア・サービス提供者に対して欧州作品の制作に財政的に貢献させるよう求める場合（コンテンツに対する直接投資及び国の基金に対する貢献を含む。）、自国の領域内の視聴者を対象とするものの、他の加盟国において開業しているメディア・サービス提供者に対しても、その財政的貢献を求めることができる。ただし、その財政的貢献は、比例的かつ非差別的なものとするものとする。

3. 第2項の場合において、財政的貢献は、対象とされた加盟国で得た収益の

みに基づくものとする。提供者が開業した加盟国も財政的貢献を課す場合、対象とされた加盟国によって課された財政的貢献を考慮するものとする。いかなる財政的貢献も、欧州連合の法、特に国庫補助ルールに適合するものとする。

4. 加盟国は、第1項及び第2項の施行状況について、2021年12月19日までに、それ以降は2年に1度、欧州委員会に報告するものとする。

5. 欧州委員会は、第1項及び第2項の適用について、加盟国から提供された情報及び独立した調査研究に基づき、市場及び技術の発展並びに文化的多様性の目的を考慮したうえで、欧州議会及び理事会に対して報告するものとする。

6. 第1項の規定に従って課せられた義務及び第2項において他の加盟国を対象とするメディア・サービス提供者に対する要件は、低売上額又は少視聴者数のメディア・サービス提供者に適用してはならない。加盟国は、視聴覚メディア・サービスの性質又は意義の理由により実践的でなく、又は正当化されない場合、当該義務又は要件を課さないことができる。

7. 欧州委員会は、第1項の欧州作品の割合の計算及び第6項の低売上額及び少視聴者数の定義について、連絡委員会に協議した後、ガイドラインを発行するものとする。

第5章

テレビジョン放送における独占権及び短いニュース報道に関する規定

第14条

1. 各加盟国は、管轄下にある放送事業者が、社会にとって、より重要であると考えられるイベントについて、無料テレビジョンのライブ報道又は時差報道によってフォローする可能性を当該加盟国の公衆の相当部分から奪うような、独占的な放送をしないようにする措置を、欧州連合の法に従って講ずることができる。この場合、加盟国は、自国のものであろうとなかろうと、社会にとつ

て、より重要であると考えられるイベントを指定するリストを作成するものとする。当該加盟国は、適切な時期に、明確かつ透明な方法により作成するものとする。また、作成に当たって、当該加盟国は、これらのイベントを、全体若しくは部分的なライブ報道により利用可能なものとするか、又は、公共の利益のために必要若しくは適当な場合、全体若しくは部分的な時差報道により利用可能なものとするかについても決めるものとする。

2. 加盟国は、速やかに、第1項の規定に従って講じた、又は講じようとする措置を、欧州委員会に通知するものとする。通知から3ヶ月以内に、欧州委員会は、当該措置が欧州連合の法に適合するか確認し、当該措置を他の加盟国に連絡するものとする。欧州委員会は、第29条の規定に従って設置される連絡委員会の意見を求めるものとする。欧州委員会は、講じた措置を欧州連合の官報に直ちに掲載し、少なくとも1年に1度、加盟国によって講じられた措置を統合したリストを公開するものとする。

3. 加盟国は、管轄下にある放送事業者が、2007年12月18日以降、第1項及び第2項に従って他の加盟国が指定したイベントについて、当該他の加盟国が第1項に従って決めたところの、全体若しくは部分的なライブ報道、又は公共の利益のために必要若しくは適当な場合の全体若しくは部分的な時差報道によって、他の加盟国の公衆の相当部分が無料テレビジョンでフォローする可能性が奪われないように、当該加盟国の法体系の枠組の適当な方法により、当該放送事業者が購入した独占権を行使しないような措置を講ずるものとする。

第15条

1. 加盟国は、短いニュース報道のため、欧州連合に開業したいかなる放送事業者からも、管轄下にある放送事業者によって独占的に伝送される、公衆にとって関心の高いイベントに、公正、合理的、無差別的な条件でアクセスできるよう措置するものとする。

2. アクセスを求める放送事業者と同じ加盟国に開業した他の放送事業者が、公衆にとって高い関心を有するイベントへの独占的な権利を得ている場合、ア

クセスは、同じ加盟国に開業した他の放送事業者に求めるものとする。

3. 加盟国は、放送事業者が、実行上の理由で不可能でない限り、少なくとも出典を特定したうえで、伝送する放送事業者の信号の中から、短い抜粋を自由に選択できるようにすることにより、当該アクセスが保証されるよう措置するものとする。

4. 第3項に対する選択肢として、加盟国は、他の方法により、公正、合理的、無差別的な条件でアクセスを実現する同等のシステムを構築することができる。

5. 短い抜粋は、一般のニュース番組のためだけに利用されるものとするが、同じ番組が同じメディア・サービス提供者によって時差で提供される場合に限って、オンデマンド視聴覚メディア・サービスにおいて利用することができる。

6. 第1項から第5項までを妨げることなく、加盟国は、自国の法体系及び法慣習に従って、特に補償の調整、短い抜粋の最大限の長さ、伝送に関する時間制限に関し、その短い抜粋の規定に関する手順及び条件を定めるよう措置するものとする。補償の規定に当たっては、その額は、アクセスの提供により直接生じる追加的な費用を越えてはならない。

第6章

テレビジョン番組の配信及び制作の促進

第16条

1. 加盟国は、実行可能な場合適当な方法により、放送事業者が、欧州作品のために、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、テレテキスト・サービス及びテレショッピングに割り当てられた時間を除く伝送時間の過半の割合を留保するよう措置するものとする。この割合は、放送事業者の情報、教育、文化、娯楽に関する視聴者への責任を踏まえ、適切な基準に基づき、徐々に実

現されるべきである。

2. 第1項で定める割合が達成できない場合、その割合は、当該加盟国の1988年の平均値を下回ってはならない。

ただし、ギリシャとポルトガルに関して、「1988年」は、「1990年」に置き換えるものとする。

3. 加盟国は、1991年10月3日から起算して、2年に1度、欧州委員会に、本条及び第17条の適用に関する報告書を提供するものとする。

報告書は、特に、加盟国の権限となるテレビジョン番組に関する本条及び第17条の割合の達成度に関する統計的な説明、割合を達成できない場合のその理由、達成するために採用し、又は努力した措置を含むものとする。

欧州委員会は、他の加盟国及び欧州議会に対して、適当な場合には意見を添えて、報告書を通知するものとする。欧州委員会は、欧州連合の運営に関する条約の規定に従って、本条及び第17条の適用を確保するものとする。欧州委員会は、特に、数年間に達成した進展、番組編成における初放送の作品の割合、新しいテレビジョン放送事業者の特別な環境及び低い視聴覚作品の制作能力又は限定された言語地域を有する国の特定の状況に関することを意見に考慮することができる。

第17条

加盟国は、実行可能な場合適当な方法により、放送事業者が、放送事業者から独立している制作者により創出された欧州作品のために、ニュース、スポーツ・イベント、ゲーム、広告、テレテキスト・サービス及びテレショッピングに割り当てられた時間を除く伝送時間の少なくとも10パーセントを、又は、選択的に、加盟国の裁量により番組予算の10パーセントを留保するよう措置するものとする。この割合は、放送事業者の情報、教育、文化、娯楽に関する視聴者への責任を踏まえ、適切な基準に基づき、徐々に実現されるべきである。こ

の割合は、最近の作品、すなわち、制作から5年以内に伝送される作品に対する適切なものを指定しなければならない。

第18条

本章は、地方の視聴者のためのテレビジョン放送であつて、国のネットワークの一部を形成しないものには、適用しないものとする。

第7章

テレビジョン広告及びテレショッピング

第19条

1. テレビジョン広告及びテレショッピングは、容易に、認識され得るものとし、編集上のコンテンツから区別され得るものとする。新しい広告技術の利用を妨げることなく、テレビジョン広告及びテレショッピングは、視覚的及び／又は音響的及び／又は空間的方法により番組の他の部分から完全に切り離されるものとする。

2. 1本のみの孤立した広告及びテレショッピングのスポットは、スポーツ・イベントにおいて認められるものとする。 1本のみ

の孤立した広告及びテレショッピングのスポットは、スポーツ・イベントの伝送時における場合を除き、引き続き例外的なものとする。

第20条

1. 加盟国は、テレビジョン広告及びテレショッピングが番組の間に挿入される場合、当該番組の自然な休止並びに当該番組の長さ及び性格を考慮し、番組の統一性及び権利者の権利が妨げられないよう措置するものとする。

2. テレビジョンのために製作された映画（シリーズ、連続ドラマ及びドキュ

メンタリーを除く。)、映画の著作物及びニュース番組は、少なくとも30分のスケジュールされた時間ごとに1度、テレビジョン広告、テレショッピング又はその両方によって中断することができる。子供番組の伝送は、番組のスケジュールされた時間が30分以上の場合に限り、少なくとも30分のスケジュールされた時間ごとに1度、テレビジョン広告及びテレショッピングによって中断することができる。テレショッピングの伝送は、子供番組においては禁止されるものとする。いかなるテレビジョン広告及びテレショッピングも、宗教の番組の間には挿入しないものとする。

第21条

医療行為に対するテレショッピングだけでなく、**2001/83/EC**指令の意義における市場認可に服している医療品のテレショッピングも、禁止されるものとする。

第22条

アルコール飲料のテレビジョン広告及びテレショッピングは、次に掲げる基準に適合するものとする。

- (a) 未成年者に特別に向けられたものでなく、特に飲料を消費する未成年者を描かないこと。
- (b) アルコールの消費を、肉体的パフォーマンスの強化又は運転に結びつかせないものとすること。
- (c) アルコールの消費が社会的又は性的な成功に寄与するという印象を創出しないものとすること。
- (d) アルコールが健康に良い性質を持つこと、又は、アルコールが刺激性飲料、鎮静剤、個人的な問題を解決する方法であることを主張しないものとすること。

(e) アルコールの極端な消費を奨励し、又は節制若しくは中庸を否定的に表現しないものとする。

(f) アルコールの度数が高いことを飲料の肯定的な性質として強調しないものとする。

第23条

1. 6時から18時までの時間帯におけるテレビジョン広告のスポット及びテレショッピングのスポットの割合は、当該時間帯の20パーセントを超えてはならない。18時から24時までの時間帯におけるテレビジョン広告のスポット及びテレショッピングのスポットの割合は、当該時間帯の20パーセントを超えてはならない。

2. 第1項は、次に掲げるものに適用してはならない。

(a) 放送事業者の番組及び当該番組と直接関係する補助的な製品並びに同じ放送グループに属する他の事業体による番組及び視聴覚メディア・サービスに関連する、当該放送事業者によって作られた告知

(b) スポンサーシップの告知

(c) プロダクト・プレイスメント

(d) 編集上のコンテンツとテレビジョン広告又はテレショッピングのスポット間の中立フレーム及び個別スポット間の中立フレーム

第24条

テレショッピングの表示枠は、視覚的及び音響的な方法等により明確に見分けられるものとし、最低限15分連続するものとする。

第25条

この指令は、自己の宣伝のみを専門に扱ったテレビジョン・チャンネルだけでなく、広告及びテレショッピングのみを専門に扱ったテレビジョン・チャンネルにも準用するものとする。

ただし、第20条、第23条及び第4章は、これらのチャンネルには適用してはならない。

第26条

第4条を妨げることなく、加盟国は、欧州連合の法の当然の観点から、一又はそれ以上の他の加盟国の公衆によって直接又は間接に受信できない、自国の領域のみに向けられたテレビジョン放送に関して、第20条第2項及び第23条の規定以外の条件を定めることができる。

第27条

削除

第9章

テレビジョン放送における反論権

第28条

1. 加盟国が民法、行政法、刑法の下に採択した他の規定を妨げることなく、いかなる自然人又は法人も、国籍にかかわらず、正当な利益、特に評判や名誉がテレビジョン番組における不正確な事実の言明によって侵害された場合、反論権又は相当の救済措置が得られるようにしなければならない。加盟国は、反論権又は相当の救済措置の実際の行使がそのために課される不当な条件によって妨げられないよう措置するものとする。反論は、証拠に基づく要求後妥当な

時間の範囲内で、要求が言及する放送に関して適当な時間と方法において伝送されるものとする。

2. 反論権又は相当の救済措置は、加盟国の管轄下にある全ての放送事業者に対して適用されるものとする。

3. 加盟国は、反論権又は相当の救済措置を創設するために必要な措置を採択するものとし、行使のために従うべき手続を決めるものとする。特に、加盟国は、十分な時間を与えるとともに、手続が他の加盟国に居住又は開業する自然人又は法人によっても適当に権利又は相当の救済措置が行使できる手続とするよう措置するものとする。

4. 反論権又は相当の救済措置の行使の適用は、反論が第1項に従って定められる条件では正当化されない場合、すなわち、罰すべき行動が含まれているとき、放送事業者に民事訴訟の法的責任を負わせようとするものであるとき又は世間体の標準を逸脱するときには、拒否することができる。

5. 規定は、反論権又は相当の救済措置の行使に関する紛争が司法審査に服させることができる手続となるように定めるものとする。

第9 a 章

ビデオ共有プラットフォーム・サービスに適用される規定

第28 a 条

1. この指令において、指令 2000/31/EC 第3条第1項の意義における一の加盟国の領域内で開業したビデオ共有プラットフォーム提供者は、当該加盟国の管轄下にあるものとする。

2. いずれの加盟国の領域内にも開業しておらず、第1項の規定に該当しないビデオ共有プラットフォーム提供者も、この指令において、次に掲げる場合に

は、当該各ポイントに掲げる加盟国の領域内で開業されたものとみなす。

(a) その加盟国の領域内に開業された親会社又は子会社がある場合

(b) その加盟国の領域内に開業されたグループの一部又はグループ内の事業体がある場合

この指令において、

(a) 「親会社 (parent undertaking)」とは、一又はそれ以上の子会社を管理する事業体をいう。

(b) 「子会社 (subsidiary undertaking)」とは、親会社によって管理される事業体をいい、最上位の親会社のいかなる子会社を含む。

(c) 「グループ (group)」とは、経済的及び法的な組織上の結びつきを有する親会社、その全ての子会社及び全ての他の事業体をいう。

3. 第2項の適用においては、グループの親会社、子会社又は他の事業体がそれぞれ異なる加盟国で開業している場合、ビデオ共有プラットフォーム提供者は、親会社が開業する加盟国に、親会社の開業がないであってその子会社が開業する場合、その子会社が開業する加盟国に、又は、そのような開業がない場合、グループの事業体が開業する加盟国に、開業されたものとみなす。

4. 第3項の適用においては、子会社が複数存在し、それぞれが異なる加盟国で開業する場合、ビデオ共有プラットフォーム提供者は、その複数の子会社のうち活動を最初に開始した加盟国に開業されたものとみなす(ただし、当該加盟国の経済と安定的かつ効果的な結びつきが維持されている場合に限る)。

グループの一部である他の事業体が複数存在し、それぞれが異なる加盟国で開業する場合、ビデオ共有プラットフォーム提供者は、その複数の他の事業体のうち活動を最初に開始した加盟国に開業されたものとみなす(ただし、当該加盟国

の経済と安定的かつ効果的な結びつきが維持されている場合に限る。)

5. この指令の適用のため、2000/31/EC 指令第 3 条及び第 12 条から第 15 条までは、本条第 2 項に従って一の加盟国に開業されたものとみなされたビデオ共有プラットフォーム提供者に適用するものとする。

6. 加盟国は、自国の領域内に開業し、又は開業したものとみなされたビデオ共有プラットフォーム提供者の最新のリストを作成し、更新し、その管轄が第 1 項から第 4 項までのいずれの基準に基づくものかを示すものとする。加盟国は、欧州委員会に対して、更新された部分を含め、そのリストを通知するものとする。欧州委員会は、当該リストが集権的なデータベースで利用できるよう措置するものとする。

欧州委員会は、リスト間に不一致がある場合、解決策を見つけるために関係する加盟国に接触するものとする。欧州委員会は、各国の規制当局又は団体がそのデータベースにアクセスできるよう措置するものとする。欧州委員会は、データベースの情報を誰でも利用できるようにするものとする。

7. 本条の適用に当たって、管轄するとする加盟国について、関係する加盟国間で合意しない場合、遅滞なく、欧州委員会の注意を喚起するものとする。欧州委員会は、欧州委員会及び欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ (ERGA) に対して、第 30 b 条第 3 項ポイント (d) に従って、当該事案に関する意見を求めることができる。ERGA は、欧州委員会の求めが提出されてから 15 営業日以内に意見を述べるものとする。欧州委員会は、第 29 条によって創設された連絡委員会に適切に知らせるものとする。

第 28 b 条

1. 指令 2000/31/EC の第 12 条から第 15 条までを妨げることなく、加盟国は、管轄下にあるビデオ共有プラットフォーム提供者が保護のための次に掲げる措置を講ずるよう措置するものとする。

(a) 第6 a 条第 1 項に従って、肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのある番組、利用者生成ビデオ及び視聴覚商業通信から未成年者を保護すること。

(b) 憲章第21条のいずれかの事項に基づくグループ又はグループの一員に対する暴力又は憎悪の扇動を含むコンテンツから番組、利用者生成ビデオ及び視聴覚商業通信から公衆を保護すること。

(c) その伝播が欧州連合の法の下で犯罪（すなわち、2017/541/EU指令第5条に規定するテロリストの攻撃の挑発の公開、欧州議会及び理事会2011/93/EU指令第5条第4項に規定する児童ポルノに関する行為、2011/913/JHA枠組決定第1条に規定する人種差別及び外国人排斥となる行為）を構成するコンテンツから番組、利用者生成ビデオ及び視聴覚商業通信から公衆を保護すること。

2. 加盟国は、管轄下にあるビデオ共有プラットフォーム提供者が、その者によって市場に投入され、販売され、又は調整される視聴覚商業通信について、第9条第1項に規定する要件に適合するよう措置するものとする。

加盟国は、管轄下にあるビデオ共有プラットフォーム提供者が、その者によって市場に投入され、販売され、又は調整される視聴覚商業通信について、それらの視聴覚商業通信に対するビデオ共有プラットフォーム提供者が行使できる管理の限定性を考慮しつつ、第9条第1項に規定する要件に適合するよう適当な措置を講ずるよう措置するものとする。

加盟国は、視聴覚商業通信が第3項第3サブパラグラフポイント(c)の下述べられている場合、又はビデオ共有プラットフォーム提供者がその事実を承知している場合、番組及び利用者生成ビデオに視聴覚商業通信が含まれることを、当該提供者が利用者に明確に知らせるよう措置するものとする。

加盟国は、子供が栄養的又は心理的な効果を有する養分や成分を含む食品や飲料（特に全体の食事の中で過度な摂取が推薦されない、脂肪、トランス脂肪

酸、塩分、砂糖等)の視聴覚商業通信に触れる機会を効果的に減じることを目的とする第4 a 条第1項に規定される行動規範を通じた共同規制の利用及び自主規制の推進を奨励するものとする。その行動規範は、当該視聴覚商業通信が当該視聴覚商業通信が当該食品及び飲料の栄養面の正の性質を強調することがないよう意図して規定するものとする。

3. 第1項及び第2項においては、適当な措置は、侵害されるおそれのある正当な権利及び利益（一般的な公共の利益だけでなく、コンテンツを生成又はアップロードした利用者及びビデオ共有プラットフォーム事業者の権利及び利益を含む。）のほか、問題のコンテンツの性質、生じるかもしれない害、保護されるべき人の範疇の特徴の観点から決められるものとする。

加盟国は、管轄下にあるビデオ共有プラットフォーム提供者が当該措置を講ずるよう措置するものとする。その措置は、ビデオ共有プラットフォーム提供者の規模及び提供されるサービスの性質を考慮して、実行可能かつ比例的なものとする。その措置は、2000/31/EC 指令第15条に反するコンテンツの事前管理措置又はアップロードのフィルタリングとしてはならない。未成年者の保護のため、本条第1項ポイント(a)のとおり、最も有害なコンテンツは、最も厳格なアクセス・コントロールの措置に服するものとする。

その措置は、適当な場合、次に掲げるものから構成されるものとする。

(a) 第1項の要件を、ビデオ共有プラットフォーム提供者の取扱条件の中に含め、適用すること。

(b) 市場に投入され、販売され、又は調整される視聴覚商業通信について、第9条第1項に規定する要件を、ビデオ共有プラットフォーム提供者の取扱条件の中に含め、適用すること。

(c) 利用者生成ビデオをアップロードする利用者に対して、そのビデオに視聴覚商業通信が含まれるかどうかについて、その利用者が知る、又は合理的に知ることが期待され得る限り、明らかにする機能を設ける

こと。

(d) ビデオ共有プラットフォームの利用者が、そのプラットフォーム上にある第1項のコンテンツを、当該ビデオ共有プラットフォーム提供者に報告し、又はフラグ付けをする透明で利用者に分かりやすい仕組みを構築し、運用すること。

(e) ビデオ共有プラットフォーム提供者が、その利用者に対して、ポイント(d)の報告及びフラグ付けに与える効力を説明するシステムを構築し、運用すること。

(f) 未成年者の肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのあるコンテンツに関して、ビデオ共有プラットフォームの利用者に対する年齢確認システムを構築し、施行すること。

(g) ビデオ共有プラットフォームの利用者が第1項のコンテンツを格付けすることができる利用しやすいシステムを構築し、施行すること。

(h) 未成年者の肉体的、精神的又は道徳的な発達を阻害するおそれのあるコンテンツに関して、最終利用者の管理下にあるペアレンタル管理システムを提供すること。

(i) ポイント(d)からポイント(h)までの措置の施行に関して、ビデオ共有プラットフォーム提供者に対する利用者からの苦情を取り扱い、解決する、透明で、利用しやすく、効果的な手続を構築し、運用すること。

(j) メディア・リテラシーの効果的な措置を提供し、その措置及びツールに関する利用者の認知度を上げること。

第三サブパラグラフポイント(f)から(h)までの規定に従ってビデオ共有プラットフォーム提供者が収集し、又は生成した個人データは、ダイレクト・

マーケティング、プロファイリング及び行動ターゲット広告等の商業目的のためには処理してはならない。

4. 本条の第1項及び第3項の措置の施行のため、加盟国は、第4 a 条第1項に規定する共同規制を奨励するものとする。

5. 加盟国は、ビデオ共有プラットフォーム提供者が講じた第3項の措置の適格性を評価するために必要な仕組みを構築するものとする。加盟国は、その措置の評価を各国の規制当局又は団体に委託するものとする。

6. 加盟国は、本条第3項の措置よりも詳細又は厳格な措置をビデオ共有プラットフォーム提供者に課すことができる。その措置を採択する場合、加盟国は、2000/31/EC 指令第12条から第15条まで又は2011/93/EC 指令第25条等、関係する欧州連合の法が定める要件に従うものとする。

7. 加盟国は、裁判外の解決の仕組みが第1項及び第3項の適用に関する利用者とビデオ共有プラットフォーム提供者の間の紛争の解決のために利用可能となるよう措置するものとする。当該仕組みは、紛争を公平に解決するものとし、国内法によって与えられている法的な保護を奪ってはならない。

8. 加盟国は、第1項及び第3項の規定に従うビデオ共有プラットフォーム提供者に関して、利用者が裁判に訴える権利を保障されるよう措置するものとする。

9. 欧州委員会は、ビデオ共有プラットフォーム提供者に対し、第4項の共同規制の行動規範に関するベスト・プラクティスを交換するよう奨励するものとする。

10. 加盟国及び欧州委員会は、第4 a 条第2項の欧州連合の行動規範を通じて自主規制を推進することができる。

連絡委員会

第29条

1. 連絡委員会は、欧州委員会の援助を受けて設置される。委員会は、加盟国の主務当局の代表により構成されるものとする。委員会は、欧州委員会の代表によって議事運営されるものとし、欧州委員会の代表によるイニシアティブ又は加盟国の代表団の求めにより開催される。

2. 連絡委員会の業務は、次に掲げることとする。

- (a) 指令の適用に関する実際的な問題、特に第2条の適用から生じる実際的な問題及び意見交換が有効と考えられる他の事項に関して、定期的に協議を行うことによって、この指令の効果的な施行を円滑にすること。
- (b) 独自の意見を述べるとともに、この指令の加盟国における適用に関して欧州委員会によって求められた意見を述べること。
- (c) 加盟国が第16条第3項の規定に従って提出しなければならない報告書において取り扱うべき事項及びその方法に関する意見を交換する場とすること。
- (d) 欧州委員会が、放送に関する団体、制作者、消費者、製作者、サービス提供者、労働組合の代表及び創造者のコミュニティと行う定期的な協議の結果を議論すること。
- (e) 技術分野の関連性のある開発だけでなく、欧州連合の視聴覚政策を考慮した、視聴覚メディア・サービスの規制に関する状況及び動向に関して、加盟国と欧州委員会との間の情報交換を円滑にすること。
- (f) 意見交換が有効と思われる産業において生じている発展を検証するこ

と。

第11章

加盟国の規制団体間の協力

第30条

1. 各加盟国は、一又はそれ以上の規制当局、団体又はその双方を指名するものとする。加盟国は、それらが法的に政府から区別され、機能的に政府及びいかなる公的又は私的団体からも独立するよう措置するものとする。これは、加盟国が異なる分野を監督する規制者を設定することを妨げない。

2. 加盟国は、各国の規制当局又は団体が公平かつ透明に、この指令の目的、特にメディアの多元性、文化及び言語の多様性、消費者保護、アクセシビリティ、非差別、域内市場の有効な機能及び公正な競争の促進に従って、その権限を行使するよう措置するものとする。

各国の規制当局又は団体は、欧州連合の法を施行する国内法の下割り当てられた業務の行使に関し、いかなる団体からも指示を求めたり、得てはならない。これは、各国の憲法に従って監視することを妨げてはならない。

3. 加盟国は、各国の規制当局又は団体の説明責任の確保の方法だけでなく、その所管及び権限を明確に法で定めるものとする。

4. 加盟国は、各国の規制当局又は団体が、その業務を効果的に実施し、ERGAの作業に貢献するために必要な財政的及び人的資源並びに執行能力を有するよう措置するものとする。加盟国は、各国の規制当局又は団体が一年毎の予算を得るよう措置し、その内容は公開するものとする。

5. 加盟国は、各国の規制当局若しくは団体の長又はその役割を果たす合議体の構成員の任命及び解任の条件及び手続を、任期を含め、国内法において定めるも

のとする。手続は、透明かつ非差別的であって、独立性に関する必要な程度を保障するものとする。各国の規制当局若しくは団体の長又は各国の規制当局若しくは団体においてその役割を果たす合議体の構成員は、加盟国レベルであらかじめ規定された義務の履行のために求められる条件を満たせなくなると、解任されることがある。解任の決定は、十分に正当化されるものであり、事前通知の制約に従うものであり、かつ、公開されるものとする。

6. 加盟国は、効果的な訴えの仕組みを国内レベルで存置するよう措置するものとする。訴えを受理する団体は、裁判所とすることができるが、訴えに関わる当事者から独立しているものとする。

訴えの結果が未決の場合、暫定的な措置が国内法に従って定められていない限り、各国の規制当局又は団体の決定が有効になるものとする。

第30 a 条

1. 加盟国は、各国の規制当局又は団体が、この指令（特に第2条、第3条及び第4条）の適用のために必要となる情報を、各国の規制当局又は団体相互及び欧州委員会に提供するための適当な措置を講ずるものとする。

2. 第1項の下での情報交換において、規制当局又は団体が、管轄下にあるメディア・サービス提供者から、その提供するものの全部又は大部分が他の加盟国の視聴者に向けているという情報を得た場合、管轄する加盟国の規制当局又は団体は、当該他の加盟国の規制当局又は団体に知らせるものとする。

3. 他の加盟国の管轄下にあるメディア・サービス提供者によってその領域内に向けられた加盟国の規制当局又は団体が、当該提供者の活動に関する要求を、当該提供者を管轄する加盟国の規制当局又は団体に送付した場合、送付を受けた規制当局又は団体は、要求を2ヶ月以内（この指令の規定に従って適用可能な場合、短い時限を設定することを妨げない。）に解決するための最大限の努力を行うものとする。その領域内に向けられた加盟国の規制当局又は団体は、求めに応じて、当該要求の解決に資するあらゆる情報を管轄する加盟国の

規制当局又は団体に提供するものとする。

第30 b 条

1. 欧州視聴覚メディア・サービス規制者グループ (ERGA) は、この指令に基づき設置される。

2. ERGAは、視聴覚メディア・サービスの監督について主たる責任を有する、視聴覚メディア・サービス分野の各国の規制当局又は団体の代表者によって構成されるものとする。また、国レベルの規制当局又は団体がない場合、選択の手続を経た代表者によって構成されるものとする。欧州委員会の代表者は、ERGAの会合に参加するものとする。

3. ERGAは、次に掲げる業務を行うものとする。

(a) 欧州委員会に対して次に掲げる事項に関する技術的な専門的知見を提供すること。

— 全ての加盟国におけるこの指令の一貫性ある施行の確保

— 所掌する視聴覚メディア・サービスに関する事項

(b) アクセシビリティ及びメディア・リテラシーを含む視聴覚メディア・サービスの規制枠組の適用に関する経験及びベストプラクティスを交換すること。

(c) この指令、特に第3条、第4条及び第7条の適用に関して、協力し、必要な情報をその構成員に提供すること。

(d) 欧州委員会に求められた場合、第2条第5 c 項、第3条第2項及び第3項、第4条第4項ポイント (c) 並びに第28 a 条第7項の規定に従う技術及び事実に関する意見を述べること。

4. ERGAは、その手続規則を採択するものとする。

第12章

最終規定

第31条

この指令が調和しない分野において、この指令は、電気通信又は放送を取り扱う既存の取極から生じる加盟国の権利及び義務に影響を与えてはならない。

第32条

加盟国は、この指令が対象とする分野において採択される国内法の主な規定の文書を欧州委員会に連絡するものとする。

第33条

欧州委員会は、加盟国のこの指令の適用を監視するものとする。

遅くとも2022年12月19日までに、それ以降は3年に1度、欧州委員会は、欧州議会、理事会、欧州経済社会評議会に対して、この指令の適用に関する報告書を提出するものとする。

遅くとも2026年12月19日までに、欧州委員会は、欧州議会及び理事会に対して、この指令の影響及び付加された価値に関する事後評価を、必要な場合には見直しのための提案を添えて、提出するものとする。

欧州委員会は、連絡委員会及びERGAに対して、他の業務や活動を適切に知らせるものとする。

欧州委員会は、この指令で調和される分野において加盟国が講じた措置の情報が、連絡委員会及びERGAに通知されるよう措置するものとする。

第33 a 条

1. 加盟国は、メディア・リテラシーのスキルの発展を推進し、そのための措置を講ずるものとする。

2. 2022年12月19日までに、それ以降は3年に1度、加盟国は、欧州委員会に対して、第1項の施行に関する報告書を提出するものとする。

3. 欧州委員会は、連絡委員会に協議した後、当該報告書の範囲に関するガイドラインを発行するものとする。

第34条

89/552/EC指令は、別表1のパートAにリスト化された指令によって改正されているが、別表1のパートBで定める指令の国内法制化の期限に関する加盟国の義務を妨げることなく、廃止される。

廃止された指令に対する引用は、この指令の引用と解釈されるものとし、別表2の相関表に従って読み替えるものとする。

第35条

この指令は、欧州連合の官報の公表の日の後の20日目に発効するものとする。

第36条

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2010年3月10日 ストラスブールにて

欧州議会のために
議長

理事会のために
議長

J. ブゼク

D. ロペス ガリド

別表 1 及び別表 2 (略)

(2018/1808/EU 指令第 2 条から第 4 条まで)

第 2 条

1. 加盟国は、この指令の適合に必要な法、規制及び行政手続を 2020 年 12 月 19 日までに発効するよう措置するものとする。加盟国は、速やかにそれらの文書を欧州委員会に通知するものとする。

加盟国は、その規定を採択した場合、この指令に関する参考資料を含めるか、又は公布に当たってその参考資料を添付するものとする。加盟国は、当該参考資料の作成方法を決めるものとする。

2. 加盟国は、この指令が範囲とする分野において採択する国内法の主たる規定を欧州委員会に文書で通知するものとする。

第 3 条

この指令は、欧州連合の官報の公表の日の後の 20 日目に発効するものとする。

第 4 条

この指令は、加盟国を名宛人とする。

2018年11月14日 ストラスブールにて

欧州議会のために
議長

理事会のために
議長

A. タヤーニ

K. エッツタドラー

=====

(付記)

本研究は、メディア・コミュニケーション研究所研究プロジェクト「インターネット時代のメディア法の行方」(2018年度、代表者：鈴木秀美教授)の成果の一部である。

(参考文献)

Institute of European Media Law, AVMSD synopsis 2018, https://emr-sb.de/wp-content/uploads/2018/11/EMR-Synopsis-AVMSD_short_EN_A4.pdf (2019.1.9)

一般財団法人日本情報経済社会推進協議会「個人データの取扱いに係る自然人の保護及び当該データの自由な移転に関する欧州議会及び欧州理事会規則(一般データ保護規則)」(2016年)

法令外国語訳・実施推進検討会議「法令用語日英標準対訳辞書(平成30年3月改定版)」, <http://www.japaneselawtranslation.go.jp/dict/download> (2019.1.9)

米丸恒治「EU電子商取引指令」立命館法学278号1222頁以下(2001年)